

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成26年2月12日提出
【発行者名】	アムンディ・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 ニコラ・ソヴァーチュ
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号
【事務連絡者氏名】	横田 陽子
【電話番号】	03-3593-5928
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	アムンディ・米国・ユーロ投資適格債ファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	継続募集額 : 上限5,000億円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### （１）【ファンドの名称】

アムンディ・米国・ユーロ投資適格債ファンド

ただし、愛称として「りそな ペア・インカム」もしくは「デュアル・インカム」という名称を用いることがあります(以下「ファンド」または「当ファンド」といいます)。

### （２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます）。委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

### （３）【発行（売出）価額の総額】

5,000億円を上限とします。

### （４）【発行（売出）価格】

購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

ファンドの基準価額については、委託会社（後記の「（12）その他 その他」をご参照ください）にお問合せください。

### （５）【申込手数料】

購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。本書作成日現在の料率上限は2.1%（税抜2.0%）です。

消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は、2.16%となります。

ただし、収益分配金再投資の際は、無手数料となります。

申込手数料については、販売会社によって異なりますので、お申込みの販売会社または委託会社（後記の「（12）その他 その他」をご参照ください）にお問合せください。

### （６）【申込単位】

1円または1口を最低単位として販売会社が定める申込方法および単位とします。

詳しくはお申込みの販売会社または委託会社（後記の「（12）その他 その他」をご参照ください）にお問合せください。

### （７）【申込期間】

申込期間：平成26年2月13日から平成27年2月12日まで<sup>1</sup>

ただし、ファンドの休業日<sup>2</sup>にあたる場合はお申込みできません。

<sup>1</sup> 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

<sup>2</sup> 東京証券取引所の休業日、ユーロネクストの休業日ならびにフランスの祝休日、ルクセンブルクの銀行休業日およびニューヨーク証券取引所の休業日あるいは米国証券業金融市場協会が定める休業日のいずれかに該当する場合は指します。

### （８）【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所（以下、「販売会社」といいます）については、委託会社（後記の「（12）その他 その他」をご参照ください）にお問合せください。

### （９）【払込期日】

受益権の取得申込者は、お申込みを受付けた販売会社が定める日までに、ファンドの申込代金をお申込みの販売会社に支払うものとします。払込期日は販売会社によって異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。

なお、各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込まれます。

## (10) 【払込取扱場所】

申込金額はお申込みの販売会社にお支払いください。販売会社については、前記「(8) 申込取扱場所」をご参照ください。

## (11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。  
株式会社証券保管振替機構

## (12) 【その他】

申込の方法

販売会社の営業時間内において、販売会社所定の方法でお申込みください。受益権の取得申込は、ファンドの休業日を除き、申込期間における毎営業日受付けます。

日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

クーリング・オフ制度(金融商品取引法第37条の6)の適用

該当事項はありません。

その他

委託会社へのお問合せ先

**アムンディ・ジャパン株式会社**

お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル)

受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページアドレス : <http://www.amundi.co.jp>

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドは、主として、米国債券市場（社債等）へ投資するファンドと、ユーロ債券市場（国債等公共債・国際機関債・社債等）へ投資するファンドの毎月分配クラスに投資することにより、中長期的な信託財産の着実な成長と安定的な収益確保を図ることを目指して運用を行うことを基本方針とします。

##### 〔ファンドの特徴〕

1. 原則として毎月12日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行うことを目指します。

ファンドは、投資信託証券に投資した結果得られるインカム・ゲイン<sup>1</sup>やキャピタル・ゲイン<sup>2</sup>を分配原資とします。

運用状況（基準価額水準および市況動向）等によっては分配を行わないこともあります。

原則として、為替ヘッジを行わないため、分配金は為替相場の変動の影響を受けます。

1 公社債や預金の利息収入、株式の配当のことをいいます。

2 有価証券を売買することによって得られる売買益のことをいいます。

2. 米国とユーロ各国の国債等公共債・国際機関債・社債等へ幅広く投資します。

米国債券市場（社債等）へ投資するファンドとユーロ債券市場（国債等公共債・国際機関債・社債等）へ投資するファンドの組入比率は、原則として、均等配分を基本とします。

国債等公共債	:	国が発行する債券が国債、地方自治体が発行する債券が地方債、国が直接監督している公庫、公団、事業団などの法人が発行する債券が政府機関債であり、これらをまとめて公共債とといいます。
国際機関債	:	国際機関が発行する債券です。
社債	:	企業が発行する債券です。民間の事業会社が発行する事業債、転換社債および新株引受権付社債(ワラント債)のことを指します。

各投資信託証券の組入対象債券の格付は、原則として、投資適格債（トリプルB格[BBB - /Baa3]以上）とします。

「格付」とは、債券などの元本および利息の支払が償還まで当初契約の定め通り履行される確実性の程度を評価したものをいいます。信用度の低い格付をもつ債券ほど、元本および利息の支払が償還まで定め通りに履行される確実性が低く(信用リスクが大き)くなります。

3. 市場と通貨がペアです。

米国とユーロの2大債券市場に投資します。

米ドルとユーロの2つの通貨に分散投資することにより、為替変動リスクを軽減することに努めます。

\*米ドルとユーロの2つの通貨に分散投資することにより、為替変動リスクを軽減することに努めますが、円独歩高など外国為替相場等の影響により、為替変動リスクが軽減されない場合があります。

4. 2つの運用会社が運用を行う、2種類のファンドに投資します。

米国はドイチェ・アセット・マネジメント株式会社が運用する「ドイチェ・米国投資適格社債ファンド（適格機関投資家専用）」に、ユーロはアムンディが運用する「Amundi Funds ボンド・ユーロ・アグリゲート」および「Amundi Funds ボンド・ユーロ・コーポレート」に投資します。



## 〔ファンドの商品分類〕

ファンドは、追加型投信 / 海外 / 債券に属しています。

商品分類表			属性区分表				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
単位型  <b>追加型</b>	国内	株式  <b>債券</b>	株式 一般 大型株 中小型株	年1回  年2回  年4回	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	あり ( )
	海外	不動産投信	債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属 性 ( )	年6回 (隔月)  <b>年12回 (毎月)</b>	日本  <b>北米</b>  <b>欧州</b>  アジア		
	内外	その他資産 ( )  資産複合	不動産投信  <b>その他資産 (投資信託証券 (債券一般))</b>  資産複合 ( ) 資産配分固定 型 資産配分変更 型	日々  その他 ( )	オセアニア  中南米  アフリカ  中近東 (中東)  エマージン グ	<b>ファンド・ オブ・ ファンズ</b>	<b>なし</b>

\*属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替ヘッジに対するヘッジの有無を記載しております。

(注) ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

## 商品分類の定義

## ・単位型・追加型

「追加型投信」...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

## ・投資対象地域

「海外」.....目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

## ・投資対象資産（収益の源泉）

「債券」.....目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

## 属性区分の定義

- ・投資対象資産  
「その他資産（投資信託証券（債券 一般））」...目論見書または投資信託約款において、組入れている資産が主として投資信託証券であり、実質的に債券 一般を投資対象とするものをいいます。
- ・決算頻度  
「年12回（毎月）」...目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
- ・投資対象地域  
「北米」.....目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。  
「欧州」.....目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ・投資形態  
「ファンド・オブ・ファンズ」...「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
- ・為替ヘッジ  
「為替ヘッジなし」...目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

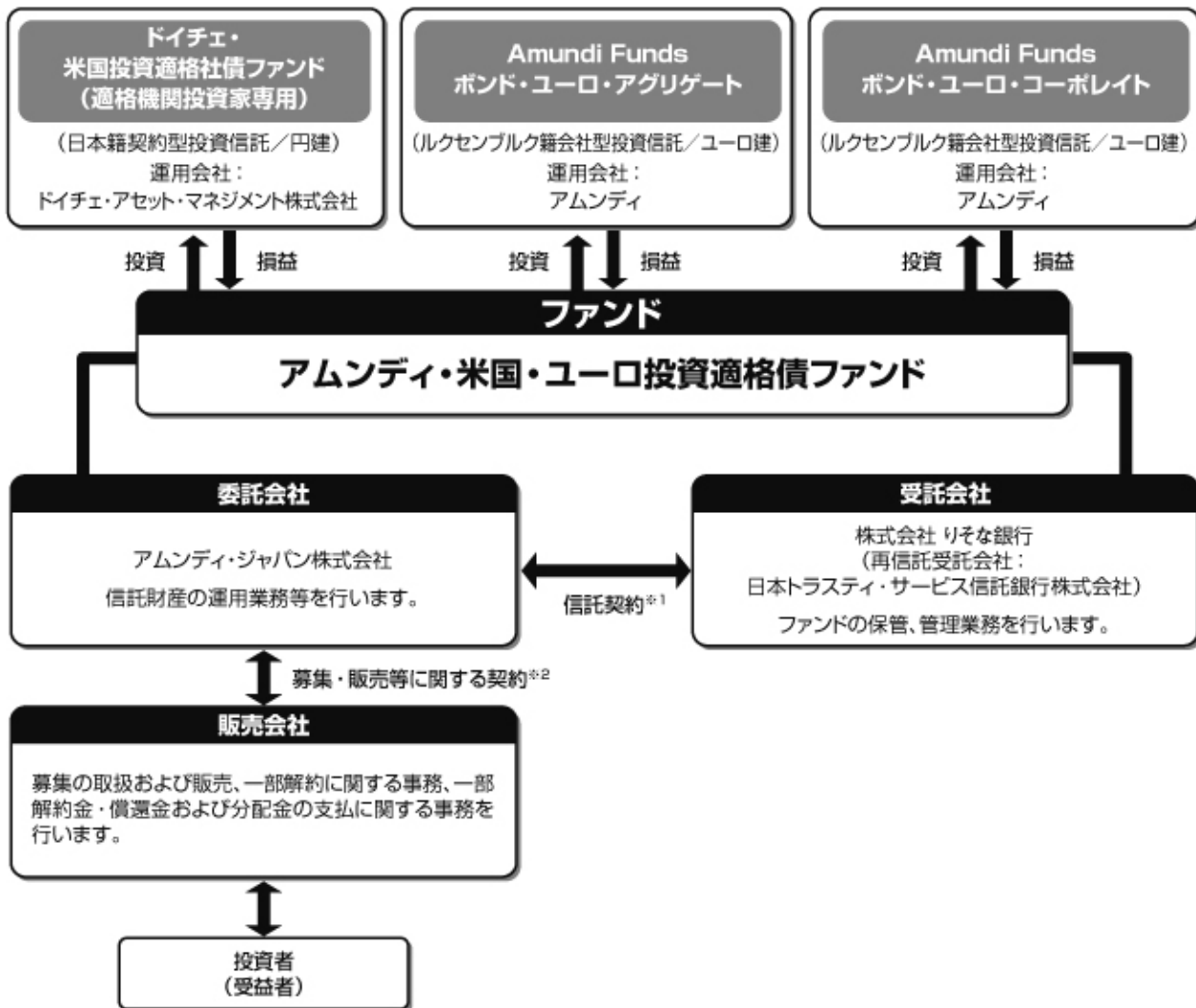
ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（債券 一般）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

\*上記は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しております。商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

## （２）【ファンドの沿革】

平成15年11月14日 信託契約締結、ファンドの設定・運用開始  
平成16年 7月30日 信託約款の一部を変更し、投資対象投資信託証券の追加を行う  
平成19年 1月 4日 投資信託の振替制度へ移行

### (3) 【ファンドの仕組み】 ファンドの仕組み



#### <sup>1</sup> 信託契約

委託会社と受託会社との間において「信託契約（投資信託約款）」を締結しており、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、受益権、信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

#### <sup>2</sup> 募集・販売等に関する契約

委託会社と販売会社との間において締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取扱、収益分配金および償還金の支払、解約の取扱等を規定しています。



## 委託会社の概況

名称等	アムンディ・ジャパン株式会社 (金融商品取引業者 登録番号 関東財務局長(金商)第350号)			
資本金の額	12億円			
会社の沿革	昭和46年11月22日 山一投資コンサルティング株式会社設立 昭和55年 1月 4日 山一投資コンサルティング株式会社から山一投資顧問株式会社へ社名変更 平成10年 1月28日 ソシエテ ジェネラル投資顧問株式会社(現アムンディ・ジャパンホールディング株式会社)が主要株主となる 平成10年 4月 1日 山一投資顧問株式会社からエスジー山一アセットマネジメント株式会社へ社名変更 平成10年11月30日 証券投資信託委託会社の免許取得 平成16年 8月 1日 りそなアセットマネジメント株式会社と合併し、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社へ社名変更 平成19年 9月30日 金融商品取引法の施行に伴い同法の規定に基づく金融商品取引業者の登録を行う 平成22年 7月 1日 クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社と合併し、アムンディ・ジャパン株式会社へ社名変更			
大株主の状況	名 称	住 所	所有株式数	比 率
	アムンディ・ジャパンホールディング株式会社	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号	2,400,000株	100%

(本書作成日現在)

## アムンディ概要

アムンディは、運用資産規模で7,461億ユーロ(約96兆円、1ユーロ=128.53円で換算。2013年6月末現在)を超え、欧州第1位、世界ではトップ・テンに入るグローバルプレーヤーの運用会社です。世界30カ国以上の主要な投資地域の中心に拠点をもち、すべてのアセットクラスや主要通貨を網羅する広範囲な運用商品を提供しています。

アムンディは、世界中の1億人以上の個人投資家のお客様のニーズに応えるべく、貯蓄・投資手段の提供に力を注いでいます。また、機関投資家のお客様については、個別の要望やリスク許容度に応じた、革新的で良好なパフォーマンスを生み出すような商品を開発、提供しています。

インベストメント・ペンション・ヨーロッパによるトップ400社調査(2013年6月版(数値は2012年12月末現在))

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用することを基本とします。主として、米国債券市場(社債等)へ投資する日本籍の「ドイチェ・米国投資適格社債ファンド(適格機関投資家専用)」と、ユーロ債券市場(国債等公共債・国際機関債・社債等)へ投資するルクセンブルク籍の「Amundi Funds ボンド・ユーロ・アグリゲート」および「Amundi Funds ボンド・ユーロ・コーポレイト」の毎月分配クラスに投資することにより、その実質的な運用はそれぞれの投資先ファンドが行い、中長期的な信託財産の着実な成長と安定的な収益確保を図ることを目指して運用を行うことを基本方針とします。

国債等公共債	:	国が発行する債券が国債、地方自治体が発行する債券が地方債、国が直接監督している公庫、公団、事業団などの法人が発行する債券が政府機関債であり、これらをまとめて公共債といたします。
国際機関債	:	国際機関が発行する債券です。
社債	:	企業が発行する債券です。民間の事業会社が発行する事業債、転換社債および新株引受権付社債(ワラント債)のことを指します。

なお、CP、CD、預金、指定金銭信託、コール・ローンおよび手形割引市場において売買される手形に直接投資することがあります。原則として、為替ヘッジは行いません。

主として、米国債券市場へ投資する投資信託証券「ドイチェ・米国投資適格社債ファンド(適格機関投資家専用)」およびユーロ債券市場へ投資する投資信託証券「Amundi Funds ボンド・ユーロ・アグリゲート」および「Amundi Funds ボンド・ユーロ・コーポレイト」の毎月分配クラスに投資します。

米国債券市場(社債等)へ投資するファンドとユーロ債券市場(国債等公共債・国際機関債・社債等)へ投資するファンドの組入比率は、原則として、均等配分を基本とします。委託会社の判断により、為替や各投資信託証券の基準価額の変動を考慮し、3ヵ月毎にリバランスを行います。

投資信託証券の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

投資信託証券への投資にあたっては、委託会社が指定する投資信託証券を通して、分散投資を行うことを基本とします。投資信託証券への投資の結果、全体のポートフォリオの格付が、原則としてシングルA格[A-(スタンダード&プアーズ社)/A3(ムーディーズ社)]以上とすることを目指します。また、各投資信託証券の組入対象債券の格付は、原則として、投資適格債(トリプルB格[BBB-/Baa3]以上)とします。

組入投資信託証券は、委託会社の判断により、適宜見直しを行います。この場合において、組入対象とされていた投資信託証券は、変更されることがあります。

資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に前記と異なる運用を行う場合があります。

「格付」とは、債券などの元本および利息の支払が償還まで当初契約の定め通り履行される確実性の程度を評価したものをいいます。信用度の低い格付をもつ債券ほど、元本および利息の支払が償還まで定め通りに履行される確実性が低く(信用リスクが大き)くなります。

#### 投資対象ファンドの選定基準

ファンドは、アムンディ・グループの中で運用されるユーロ債券市場(国債等公共債・国際機関債・社債等)へ投資するファンドと、グループ外で運用される米国債券市場(社債等)への投資するファンドを選定します。

選定にあたっては、下記の点を選定のポイントとします。

1. 投資対象ファンドの運用目的・運用方針がファンドの運用目的・運用方針に合致していること。
2. 投資対象ファンドにおいて運用体制およびプロセス・リスク管理・情報開示が明確および適切に行われていること。
3. 投資対象ファンドまたはその運用者がその投資対象資産における運用において必要な運用実績があること。
4. ファンドが投資対象ファンドを売買する場合、その決済が適切に行われること。

## 《主要投資対象とするファンドの概要》

『ドイツ・米国投資適格社債ファンド(適格機関投資家専用)』

(日本籍契約型投資信託)(円建)

設 定 日	: 2008年11月17日
投 資 対 象	: マザーファンドを通じて主に米国の事業債
ベンチマーク	: バークレイズ米国社債インデックス*・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <b>A</b>
総 資 産	: 77.1億円(2013年11月29日現在)
信託報酬	: 年率0.5775%※(税抜年率0.55%)
運用会社	: ドイツ・アセット・マネジメント株式会社
投資顧問会社	: ドイツ・インベストメント・マネジメント・アメリカズ・インク

消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は、年率0.594%となります。

## 《ファンドの特徴》

- 1.主にドイツ・米国投資適格社債マザーファンドへの投資を通じて、米国の事業債に幅広く分散投資を行うことで、個別銘柄のリスクを最小限に抑えつつ、信託財産の長期的な成長とインカム・ゲインの確保を目指して運用を行います。
- 2.ポートフォリオの平均格付は、原則としてA格相当以上に維持することを目指します。  
実質的に投資を行う公社債は、原則として投資適格の格付(BBB格相当以上)を付与された債券および同等の信用度をもつ債券とします。
- 3.実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

インカム・ゲインとは、公社債や預金の利息収入、株式の配当のことをいいます。

## 《ドイツ・アセット・マネジメント株式会社の概要》

ドイツ銀行グループのグローバルな資産運用機関であるドイツ・アセット&ウェルス・マネジメントの日本における資産運用拠点です。日本顧客向け運用資産残高は約1兆6,705億円(2013年9月末現在)あり、投資信託ビジネス・公的年金・企業年金運用の長年にわたる経験、ノウハウおよび実績を有します。

ドイツ銀行グループのアセット&amp;ウェルス・マネジメント(AWM)部門のブランド名です。

『Amundi Funds ボンド・ユーロ・アグリゲート』

(ルクセンブルク籍会社型投資信託)(ユーロ建)

設 定 日	: 1991年1月2日
投 資 対 象	: 主にユーロ建の国債等公共債・国際機関債・社債
ベンチマーク	: バークレイズ・ユーロ総合インデックス*・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <b>B</b>
総 資 産	: 約210.7百万ユーロ(約293.9億円、1ユーロ=139.46円:2013年11月29日現在)
信託報酬	: 年率0.40%(毎月分配クラス)
運用会社	: アムンディ

## 《ファンドの特徴》

- 1.ユーロ建の国債等公共債・国際機関債・社債等に投資します。  
債券の発行体としてはユーロ圏の国・企業が中心となります。
- 2.高格付債を中心に投資します。  
組入債券の最低格付は原則としてトリプルB格(BBB-/Baa3)とします。

『Amundi Funds ボンド・ユーロ・コーポレート』  
(ルクセンブルク籍会社型投資信託)(ユーロ建)

設 定 日	: 1999年2月1日
投 資 対 象	: 主にユーロ建の社債
ベンチマーク	: バークレイズ・ユーロ社債インデックス*・・・・・・・・・・ [C]
総 資 産	: 約 685.8 百万ユーロ (約 956.4 億円、1 ユーロ=139.46 円:2013年11月29日現在)
信 託 報 酬	: 年率 0.40% (毎月分配クラス)
運 用 会 社	: アムンディ

## 《ファンドの特徴》

- 1.主として欧州または欧州以外の企業が発行する、欧州市場で取引されるユーロ建の固定または変動利付社債等に投資します。企業のセクターに制限はありません。  
ユーロ圏の政府が発行する、または保証する債券にも投資します。
- 2.スタンダード&プアーズ社やムーディーズ社より投資適格 (BBB - / Baa3以上)と格付されている社債に投資します。
- 3.インカム・ゲインとキャピタル・ゲインによるリターンを最大化させることを目指します。

## アムンディ概要

アムンディは、運用資産規模で7,461億ユーロ(約96兆円、1ユーロ=128.53円で換算。2013年6月末現在)を超え、欧州第1位、世界ではトップ・テンに入るグローバルプレーヤーの運用会社です。世界30ヵ国以上の主要な投資地域の中心に拠点を持ち、すべてのアセットクラスや主要通貨を網羅する広範囲な運用商品を提供しています。

インベストメント・ペンション・ヨーロッパによるトップ400社調査(2013年6月版(数値は2012年12月末現在))

《ファンドの参考指数》前記[A]、[B]および[C]のベンチマークから算出される合成指数です。

ファンドの参考指数 = [A]ベンチマーク × 50% + [B]ベンチマーク × 10% + [C]ベンチマーク × 40%

\*各インデックスは、バークレイズ・バンク・ピーエルシーおよび関連会社(バークレイズ)が開発、算出、公表をおこなうインデックスであり、当該インデックスに関する知的財産権およびその他の一切の権利はバークレイズに帰属します。

\*資金動向および市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

**(2) 【投資対象】****投資対象資産の種類**

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ）
  - イ．有価証券
  - ロ．金銭債権
  - ハ．約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産  
為替手形

**有価証券の指図範囲**

委託会社は、信託金を、主として「ドイチェ・米国投資適格社債ファンド（適格機関投資家専用）」の投資信託証券と「Amundi Funds ボンド・ユーロ・アグリゲート」および「Amundi Funds ボンド・ユーロ・コーポレート」の投資信託証券の毎月分配クラスその他、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。本邦通貨表示のものに限ります）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1.の証券の性質を有するもの
3. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託に限ります）

**金融商品の指図範囲**

委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

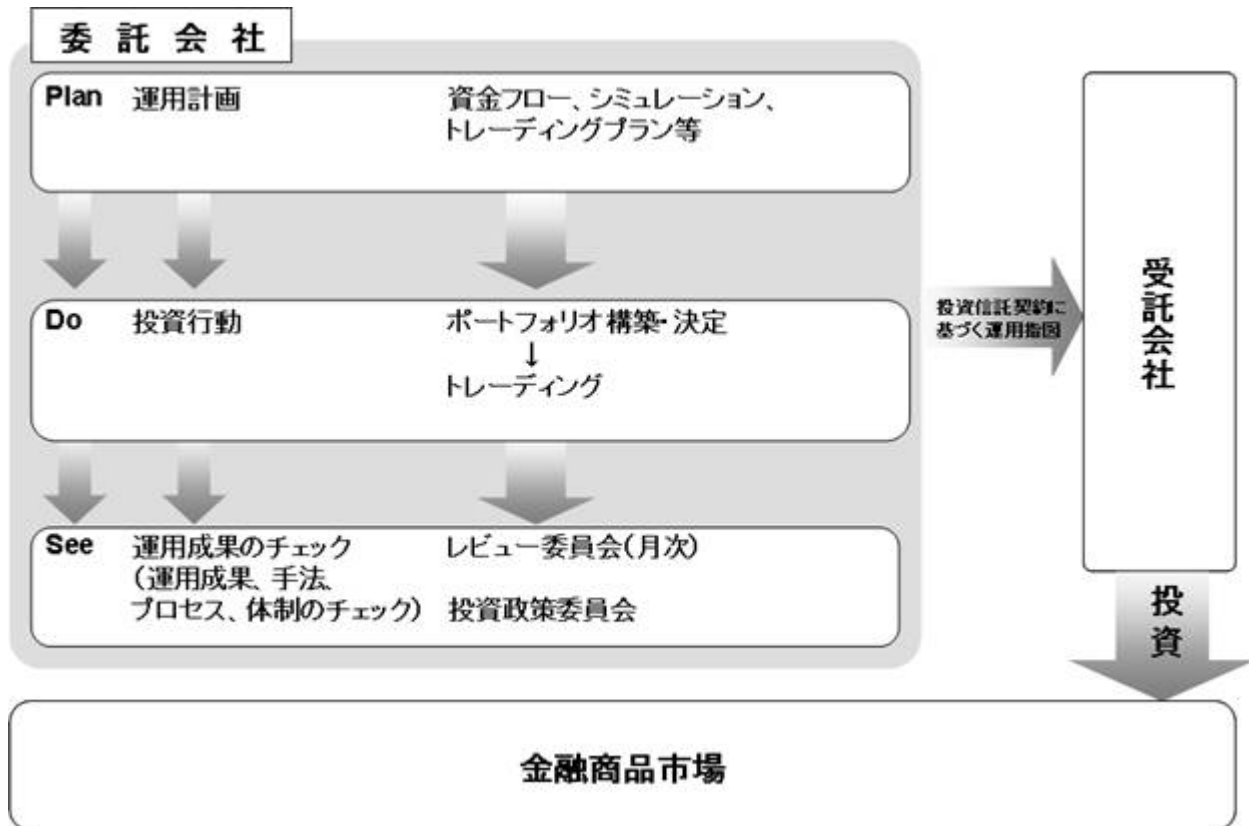
**金融商品による運用の特例**

前記 にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記 の1.から4.までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

### （ 3 ）【運用体制】

委託会社の運用体制は、運用本部所属のファンド・マネージャーがファンドの運用指図を行う体制となります。

ファンドの運用体制は以下のとおりとなっております。



\* 委託会社の運用成果のチェック・委託会社のレビュー委員会（7名以上）、投資政策委員会（3名以上）

ファンドの運用を行うに当たっての社内規定

- ・コンプライアンス・マニュアル
- ・服務規程
- ・リスク管理基本規程
- ・デリバティブ取引に関するリスク管理規則
- ・運用にかかる各種マニュアル

関係法人に関する管理体制

受託会社・・・年1回以上、ミーティングまたは内部統制報告書に基づくレビューを実施

ファンドの運用体制等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

#### (4) 【分配方針】

##### 収益分配方針

ファンドは、毎決算時（毎月12日。休業日の場合は翌営業日とします）に、原則として次の方針により分配を行います。

##### 1) 分配対象収益の範囲

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます）等の全額とします。

##### 2) 分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準および市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益額が少額の場合には分配を行わないこともあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

##### 3) 留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

##### 収益の分配

##### 1) 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

( ) 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金に充てるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

( ) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積立てることができます。

( ) 収益分配金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

( ) 収益調整金は、所得税法施行令第27条の規定によるもの（追加型証券投資信託の収益分配のうち非課税とされるもの）とし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、受益者毎の信託時の受益権の価額等とは、原則として、受益者毎の個別元本をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

##### 2) 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

##### 収益分配金の支払

( ) 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払以前のために販売会社名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします）に、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から支払います（原則として決算日（休業の場合は翌営業日）から起算して5営業日までにお支払いを開始）。

( ) 上記( )の規定にかかわらず、別に定める契約（自動けいぞく投資契約）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の販売を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

( ) 上記( )に規定する収益分配金の支払は、販売会社の営業所等において行うものとします。

( ) 受益者が、収益分配金について上記( )に規定する支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

## ◎収益分配金に関する留意事項

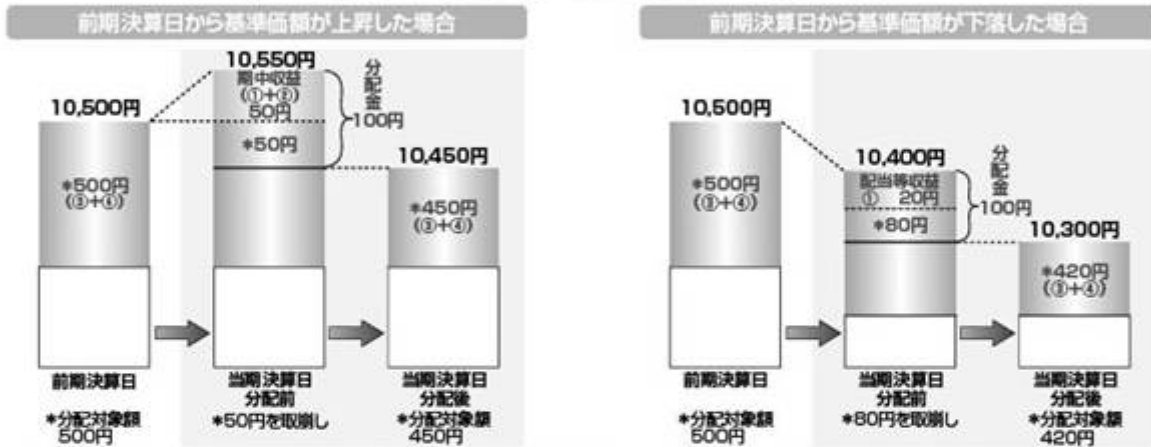
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

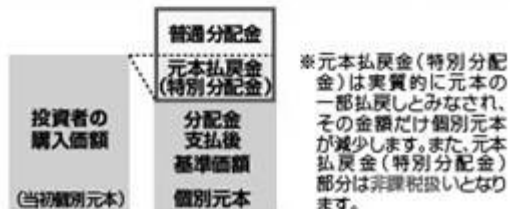


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

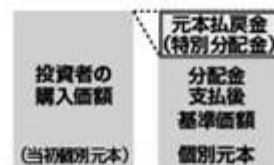
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりがかさった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後記「4 手数料等及び税金」の「(5) 課税上の取扱い」をご参照ください。



## ( 5 ) 【投資制限】

ファンドの信託約款で定める投資制限は、以下の通りです。

投資信託証券以外への投資は、信託約款に定める範囲内で行います。

株式への投資制限

株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます)への直接投資は行いません。

外貨建資産への投資制限

外貨建資産(外貨建資産を組入可能な投資信託証券を含みます)の投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の投資信託証券への投資制限

原則として実質的に複数のファンドに投資し、かつ1ファンドへの投資割合は純資産総額の50%を超えないものとします。ただし、信託約款若しくは定款等において、ファンド・オブ・ファンズにのみ取得される(販売会社および運用会社が一時取得する場合を含みます)ファンドであることが記載されているファンドを組入れる場合には50%以上の取得ができるものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引の指図および範囲

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

資金の借入れの制限

( ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます)を目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

( ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間若しくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

( ) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

受託会社による資金の立替え

( ) 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

( ) 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等、投資信託証券の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

( ) 立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めず。

### 3【投資リスク】

#### (1) 基準価額の変動要因

ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、主として外国債券など値動きのある有価証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります）に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではありません。ファンドの基準価額の下落により、損失を被り投資元本を割込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

#### 価格変動リスク

ファンドが主要投資対象とする日本籍およびルクセンブルク籍の投資信託証券は、主に米国債券市場およびユーロ債券市場の公社債等を投資対象としていますが、債券の価格はその発行体の政治状況および財政状況、経営状況および財務状況、一般的な経済状況や金利、証券の市場感応度の変化等により価格が値下がりするリスクがあります。当該債券の価格が下落した場合にはファンドの基準価額は下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

#### 金利変動リスク

債券価格は金利変動により変動します。一般的に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、ファンドの基準価額が下落する要因になり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

また、債券の償還までの期間が長ければ長いほど、その債券価格の下落幅は大きくなる可能性があります。

#### 為替変動リスク

- ・ファンドは、円建て基準価額が表示される国内投信ですが、実質的な投資対象である米国債券市場およびユーロ債券市場の公社債等は外貨建てであり、原則として為替ヘッジは行いません。したがって、ファンドの基準価額は、円安になると上昇する傾向があります。反対に円高になった場合、投資する外貨建資産の円貨建価値が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。
- ・外貨建資産に投資した場合は、為替変動によって重大な損失が生じるリスクがあります。

#### 信用リスク

- ・発行体の財務内容の悪化等により債券の元金や利息の支払が滞ったり、支払われなくなるリスクです。ファンドが実質的に投資する債券の発行体の財政状況および一般的な経済状況または経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化は価格下落の要因のひとつであり、ファンドの基準価額の下落要因となります。この場合、当該債券の価格は信用リスクの上昇により値下がりし、ファンドの基準価額が下落、損失を被り投資元本を割込むことがあります。
- ・債券の発行体が破産した場合は、投資資金を回収することができなくなることがあります。その結果、ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。
- ・ファンドの実質的なポートフォリオの平均格付は、原則としてシングルA格〔A - (スタンダード&プアーズ社)/A3(ムーディーズ社)〕以上とすることを目指します。また、ファンドが組入れる投資信託証券の組入債券の格付は、原則として、トリプルB格(BBB - /Baa3)以上の投資適格債とし、信用リスクの低減を図ります。

#### 流動性リスク

- ・急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、債券等を市場実勢から期待される価格で売買できず、不測の損失を被るリスクがあります。このような場合には、当該債券等の価格の下落により、ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

基準価額の変動要因（投資リスク）は前記に限定されるものではありません。

## （２）その他の留意点

### ファンドの繰上償還

ファンドの受益権の残存口数が10億口を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。

### 規制の変更

ファンドの運用に関連する国または地域の法令、税制および会計基準等は今後変更される可能性があります。将来規制が変更された場合、ファンドは重大な不利益を被る可能性があります。

### 分配金の支払いに関する留意点

分配金は当該期にファンドが得る利子・配当等収入、売買益、評価益を超えて支払われることがあり、投資者のファンドの購入価額によっては、分配金は実質的に元本からの払戻し部分を含むことになる場合があります。また、ファンドの純資産は分配金支払い後に減少することになり、基準価額の下落要因となります。基準価額に対する分配金の支払率はファンドの収益率を示すものではありません。

### その他の留意点

- ・前記以外にも、実質組入有価証券の売買委託手数料、信託報酬、監査費用の負担およびこれらに対する消費税等の負担による負の影響が存在します。
- ・証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることや不測の事態に陥ることがあります。この場合、ファンドの運用が影響を被って基準価額が下落することがあり、その結果、投資元本を下回る可能性があります。また基準価額の正確性に合理的な疑いがあると判断した場合、委託会社は途中換金の受付を一時的に中止することがあります。
- ・投資環境の変化などにより、継続申込期間の更新を行わないことや、お申込みの受付を停止することがあります。この場合は、新たにファンドを購入できなくなります。

## （３）投資信託と預金および預金等保護制度との関係について

- ・投資信託は、金融機関の預金とは異なります。
- ・投資信託は、預金保険の対象および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

## （４）投資信託についての一般的な留意事項

投資信託は、その商品の性格から次の特徴をご理解のうえご購入くださいますようお願い申し上げます。

- ・投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います（登録金融機関は販売の窓口となります）。
- ・投資信託は値動きのある証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります）に投資するため、投資元本および分配金が保証された商品ではありません。
- ・投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うこととなります。
- ・投資信託のご購入時にはお申込手数料、保有期間中には信託報酬およびその他の費用等がかかります。
- ・投資信託のお申込みに関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

## （５）リスク管理体制

委託会社では、以下のように2段階でリスクのモニタリングおよび管理を行います。

- ・ 運用パフォーマンスの評価・分析  
リスクマネジメント部が運用リスク全般の状況をモニタリングするとともに、運用パフォーマンスの分析および評価を行い、定期的にリスク委員会に報告します。
- ・ 運用リスクの管理  
リスクマネジメント部が法令諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを行い、運用状況を検証および管理し、定期的にリスク委員会に報告します。また、コンプライアンス部は運用に関連する社内規程、関連法規の遵守にかかる管理を行っており、重大なコンプライアンス事案については、コンプライアンス委員会で審議が行われ必要な方策を講じます。

前述のリスク管理過程について、グループ監査および内部監査部門が事後チェックを行います。

ファンドのリスク管理体制等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 4【手数料等及び税金】

### (1)【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。本書作成日現在の料率上限は2.1%（税抜2.0%）です。

消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は、2.16%となります。

ただし、収益分配金再投資の際は、無手数料となります。

申込手数料については、販売会社によって異なりますので、お申込みの販売会社または委託会社にお問合せください。



### (2)【換金（解約）手数料】

換金(解約)手数料はかかりません。

### (3)【信託報酬等】

ファンドから支払われる費用は、後記の通りです。

時期	信託報酬		
毎日	信託報酬の総額	信託財産の純資産総額に対し、年率0.8715%（税抜0.83%）以内を乗じて得た金額 平成25年11月29日現在 年率0.73% (税抜)	
	信託報酬の配分	委託会社	年率0.20%（税抜）以内 平成25年11月29日現在 年率0.20% (税抜)
		販売会社	年率0.60%（税抜）以内 平成25年11月29日現在 年率0.50% (税抜)
		受託会社	年率0.03%（税抜）

消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は、年率0.8964%となります。

委託会社は、受託会社の同意のうえ、前記に規定する率以内で信託報酬率を変更することができます。

信託報酬は、毎計算期間末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

なお、ファンドは、主として投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。

上記信託報酬の他に、投資対象となる組入投資信託証券ごとに信託報酬がかかります。

組入投資信託証券とその信託報酬は下記の通りです。

ファンドが投資対象とする投資信託証券の名称	信託報酬
ドイツ・米国投資適格社債ファンド(適格機関投資家専用)	年率0.5775% <sup>1</sup> (税抜0.55%)
Amundi Funds ボンド・ユーロ・アグリゲート	年率0.40% <sup>2</sup> (毎月分配クラス)
Amundi Funds ボンド・ユーロ・コーポレート	年率0.40% <sup>2</sup> (毎月分配クラス)

1 消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は、年率0.594%となります。

2 内訳 運用会社：年率0.30%、その他管理事務：年率0.10%

2 日本国外においてかかる費用（日本籍以外の組入投資信託証券の信託報酬）に関しては、消費税等が課されません。

## &lt; 実質的な負担の上限 &gt;

ファンドの信託約款に定める信託報酬上限に、組入投資信託証券のうち信託報酬が最大のものを加えた、投資者が負担する実質的な上限は以下の通りです。ただし、この値はあくまでも実質的な信託報酬率の目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入状況によっては、実質的な信託報酬率は変動します。

受益者の方にご負担いただく 実質的な負担の上限（税込）	「アムンディ・米国・ユーロ投資適格債 ファンド」信託報酬（税込）	組入投資信託証券 信託報酬（税込）
上限 年率1.449 % <sup>1</sup>	信託約款で定める上限 年率0.8715% <sup>2</sup>	上限 年率0.5775% <sup>3</sup>

1 消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は、年率1.4904%となります。

2 消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は、年率0.8964%となります。

3 消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は、年率0.594%となります。

## (4) 【その他の手数料等】

## 資金の借入れにかかる借入金の利息

信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中から支払われます。

## 信託事務等の諸費用および監査報酬

- ( ) 信託財産に関する租税その他信託事務の処理に要する諸費用並びに受託会社の立替えた立替金の利息は、投資者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ( ) 信託財産にかかる監査費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額は、計算期間を通じて毎日、合理的な金額を当該計算期間の日数で除して計算し、信託契約締結日から6ヵ月毎の計算期末の翌営業日までに、または信託終了のとき信託財産中から支払われます。

## ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料

信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額、CP、CD、預金、指定金銭信託、コール・ローンおよび手形割引等に要する費用並びに外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

ファンドが投資対象とする投資信託証券においても組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を現地投資信託証券が負担します。

\* その他の手数料等の合計額については運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。

\* ファンドの費用の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

## (5) 【課税上の取扱い】

日本の居住者である受益者に対する課税上の取扱いは、平成26年1月現在の内容に基づいて記載しており、税法が改正された場合等には、以下の内容および本書における税制に関する記載内容が変更になることがあります。ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

## 個人の受益者に対する課税

○収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は配当所得として下記の税率により源泉徴収されます。

なお、原則として、申告分離課税<sup>1</sup>または総合課税により確定申告を行う必要がありますが申告不要制度を選択することができます。

○換金時および償還時における差益は譲渡所得等となり、下記の税率による申告分離課税<sup>1</sup>が適用され、確定申告が必要となります。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用している場合は、下記の税率により源泉徴収が行われ、原則として、確定申告は不要となります。

期間	税率
平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315% <sup>2</sup> 、地方税5%）
平成50年1月1日以降	20%（所得税15%および地方税5%）

1 申告分離課税を選択した場合において、上場株式等の譲渡損失の金額がある場合には、上場株式等の配当所得（収益分配金を含みます。）と当該上場株式等の譲渡損失（解約損、償還損を含みます。）の損益通算をすることができます（当該上場株式等の配当所得の金額を限度とします。）。なお、損益通算してもなお控除しきれない損失の金額については、翌年以降3年間にわたり繰越控除が可能です。

2 平成49年12月31日までは、復興特別所得税（基準所得税額に対して2.1%を乗じて得た金額）が加算されます。

（注）ファンドは、配当控除は適用されません。

\*少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問合せください。

## 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額について、下記の税率により源泉徴収されます（地方税の源泉徴収はありません。）。

期間	税率
平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）
平成50年1月1日以降	15%（所得税15%）

平成49年12月31日までは、復興特別所得税（基準所得税額に対して2.1%を乗じて得た金額）が加算されます。

（注）ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

### 個別元本について

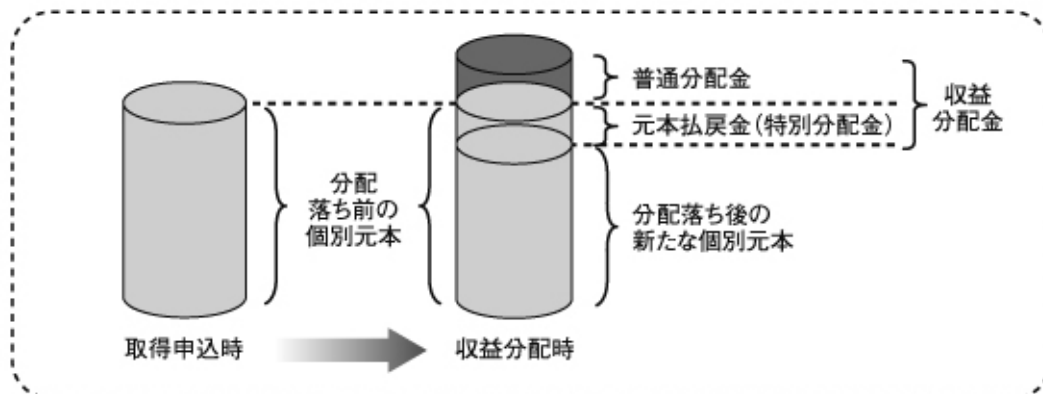
- 1) 追加型の株式投資信託について、受益者ごとの取得申込時のファンドの価額等（申込手数料は含まれません。）が受益者の元本（個別元本）に当たります。
- 2) 受益者が同一ファンドを複数回取得した場合の個別元本は、受益者が追加信託を行うつど、その受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は支店等ごとに、「分配金再投資コース」と「分配金受取りコース」とがあり、両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
- 4) 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の個別元本となります。

「元本払戻金（特別分配金）」については、後記「収益分配金の課税について」をご参照ください。

### 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となり、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から前記元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。



上図は収益分配金のイメージ図であり、収益分配金の支払いおよびその水準を保証するものではありません。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認ください。



## 5【運用状況】

以下は平成25年11月末日現在の運用状況です。

また、投資比率は、小数点以下第3位を切捨てて表示しているため、当該比率の合計と合計欄の比率が一致しない場合があります。

### (1)【投資状況】

信託財産の構成

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	6,816,568,197	49.24
投資証券	ルクセンブルク	6,849,980,171	49.48
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		176,787,040	1.27
合計（純資産総額）		13,843,335,408	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計比率をいいます。

### (2)【投資資産】

#### 【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国/地域	種類	銘柄名	口数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	投資信託 受益証券	ドイツ・米国投資適格社 債 ファンド（適格機関投資家 専用）	9,520,346,644	0.6873	6,543,334,248	0.716	6,816,568,197	49.24
2	ルクセン ブルク	投資証券	Amundi Funds ボンド・ ユーロ・ コーポレート-毎月分配ク ラス	527,489	11,605.86	6,121,964,118	11,632.35	6,135,941,205	44.32
3	ルクセン ブルク	投資証券	Amundi Funds ボンド・ ユーロ・ アグリゲート-毎月分配ク ラス	5,138.732	138,567.45	712,061,019	138,952.36	714,038,966	5.15

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。

#### 種類別投資比率

国内/外国	種類	投資比率(%)
国内	投資信託受益証券	49.24
外国	投資証券	49.48
合計		98.72

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額比率をいいます。

#### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

#### 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

### (3)【運用実績】

#### 【純資産の推移】

平成25年11月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記の特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

期間	純資産総額 (分配落)(円)	純資産総額 (分配付)(円)	1口当たり 純資産額 (分配落)(円)	1口当たり 純資産額 (分配付)(円)
第1特定期間末（平成16年 5月12日）	12,174,568,901	12,226,562,597	1.0069	1.0112

第2特定期間末 (平成16年11月12日)	34,573,452,533	34,721,245,768	1.0059	1.0102
第3特定期間末 (平成17年 5月12日)	59,811,457,795	60,071,978,825	0.9872	0.9915
第4特定期間末 (平成17年11月14日)	87,638,913,139	88,007,386,169	1.0227	1.0270
第5特定期間末 (平成18年 5月12日)	84,586,375,087	84,963,757,287	0.9638	0.9681
第6特定期間末 (平成18年11月13日)	85,996,992,640	86,395,808,690	1.0350	1.0398
第7特定期間末 (平成19年 5月14日)	78,208,482,832	78,561,314,367	1.0640	1.0688
第8特定期間末 (平成19年11月12日)	70,113,407,816	70,451,272,849	0.9961	1.0009
第9特定期間末 (平成20年 5月12日)	62,098,043,245	62,421,598,691	0.9212	0.9260
第10特定期間末 (平成20年11月12日)	42,706,100,545	43,007,344,981	0.6805	0.6853
第11特定期間末 (平成21年 5月12日)	43,824,960,135	44,117,588,827	0.7189	0.7237
第12特定期間末 (平成21年11月12日)	45,867,646,821	46,194,175,378	0.7726	0.7781
第13特定期間末 (平成22年 5月12日)	41,063,535,503	41,374,774,688	0.7256	0.7311
第14特定期間末 (平成22年11月12日)	34,664,275,030	34,950,450,938	0.6662	0.6717
第15特定期間末 (平成23年 5月12日)	29,747,890,733	30,004,687,223	0.6371	0.6426
第16特定期間末 (平成23年11月14日)	22,905,846,484	23,126,698,720	0.5704	0.5759
第17特定期間末 (平成24年 5月14日)	19,053,157,525	19,238,079,911	0.5667	0.5722
第18特定期間末 (平成24年11月12日)	16,257,385,977	16,419,139,971	0.5528	0.5583
第19特定期間末 (平成25年 5月13日)	17,228,457,804	17,365,765,816	0.6901	0.6956
第20特定期間末 (平成25年11月12日)	13,669,460,448	13,754,660,680	0.6418	0.6458
平成24年11月末日	16,646,671,704	-	0.5762	-
12月末日	17,157,438,999	-	0.6100	-
平成25年 1月末日	17,521,466,081	-	0.6390	-
2月末日	16,994,516,892	-	0.6377	-
3月末日	16,399,313,717	-	0.6370	-
4月末日	16,843,341,327	-	0.6718	-
5月末日	16,630,161,041	-	0.6797	-
6月末日	15,400,326,400	-	0.6383	-
7月末日	15,202,612,259	-	0.6429	-
8月末日	14,826,210,206	-	0.6354	-
9月末日	14,507,761,455	-	0.6361	-
10月末日	14,120,047,457	-	0.6501	-
11月末日	13,843,335,408	-	0.6707	-

(注) 純資産総額(分配付)及び1口当たり純資産額(分配付)は、各特定期間の最終計算期間に係る収益分配金のみを含んでおります。

#### 【分配の推移】

期間		1口当たり分配金（円）
第1特定期間	自 平成15年11月14日 至 平成16年 5月12日	0.0215
第2特定期間	自 平成16年 5月13日 至 平成16年11月12日	0.0258
第3特定期間	自 平成16年11月13日 至 平成17年 5月12日	0.0258
第4特定期間	自 平成17年 5月13日 至 平成17年11月14日	0.0258
第5特定期間	自 平成17年11月15日 至 平成18年 5月12日	0.0258
第6特定期間	自 平成18年 5月13日 至 平成18年11月13日	0.0263
第7特定期間	自 平成18年11月14日 至 平成19年 5月14日	0.0288
第8特定期間	自 平成19年 5月15日 至 平成19年11月12日	0.0288
第9特定期間	自 平成19年11月13日 至 平成20年 5月12日	0.0288
第10特定期間	自 平成20年 5月13日 至 平成20年11月12日	0.0288
第11特定期間	自 平成20年11月13日 至 平成21年 5月12日	0.0288
第12特定期間	自 平成21年 5月13日 至 平成21年11月12日	0.0302
第13特定期間	自 平成21年11月13日 至 平成22年 5月12日	0.0330
第14特定期間	自 平成22年 5月13日 至 平成22年11月12日	0.0330
第15特定期間	自 平成22年11月13日 至 平成23年 5月12日	0.0330
第16特定期間	自 平成23年 5月13日 至 平成23年11月14日	0.0330
第17特定期間	自 平成23年11月15日 至 平成24年 5月14日	0.0330
第18特定期間	自 平成24年 5月15日 至 平成24年11月12日	0.0330
第19特定期間	自 平成24年11月13日 至 平成25年 5月13日	0.0330
第20特定期間	自 平成25年 5月14日 至 平成25年11月12日	0.0300

（注）1口当たり分配金は、各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

#### 【収益率の推移】

期間		収益率(%)
第1特定期間	自 平成15年11月14日 至 平成16年 5月12日	2.8
第2特定期間	自 平成16年 5月13日 至 平成16年11月12日	2.5
第3特定期間	自 平成16年11月13日 至 平成17年 5月12日	0.7
第4特定期間	自 平成17年 5月13日 至 平成17年11月14日	6.2

第5特定期間	自 平成17年11月15日 至 平成18年 5月12日	3.2
第6特定期間	自 平成18年 5月13日 至 平成18年11月13日	10.1
第7特定期間	自 平成18年11月14日 至 平成19年 5月14日	5.6
第8特定期間	自 平成19年 5月15日 至 平成19年11月12日	3.7
第9特定期間	自 平成19年11月13日 至 平成20年 5月12日	4.6
第10特定期間	自 平成20年 5月13日 至 平成20年11月12日	23.0
第11特定期間	自 平成20年11月13日 至 平成21年 5月12日	9.9
第12特定期間	自 平成21年 5月13日 至 平成21年11月12日	11.7
第13特定期間	自 平成21年11月13日 至 平成22年 5月12日	1.8
第14特定期間	自 平成22年 5月13日 至 平成22年11月12日	3.6
第15特定期間	自 平成22年11月13日 至 平成23年 5月12日	0.6
第16特定期間	自 平成23年 5月13日 至 平成23年11月14日	5.3
第17特定期間	自 平成23年11月15日 至 平成24年 5月14日	5.1
第18特定期間	自 平成24年 5月15日 至 平成24年11月12日	3.4
第19特定期間	自 平成24年11月13日 至 平成25年 5月13日	30.8
第20特定期間	自 平成25年 5月14日 至 平成25年11月12日	2.7

(注1)収益率は、各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

(注2)収益率は以下の計算により算出しております。

特定期間末の基準価額（当該特定期間中の分配金累計額を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前特定期間末基準価額」）を控除した額を前特定期間末基準価額で除して得た数値に100を乗じて得た数値です。

ただし、第1特定期間については「前特定期間末基準価額」に代えて設定時の基準価額（10,000円）を用いております。

なお、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示しております。

## (4) 【設定及び解約の実績】

期間		設定口数	解約口数	発行済口数
第1特定期間	自 平成15年11月14日 至 平成16年 5月12日	12,690,117,757	598,560,507	12,091,557,250
第2特定期間	自 平成16年 5月13日 至 平成16年11月12日	23,424,348,960	1,145,386,296	34,370,519,914
第3特定期間	自 平成16年11月13日 至 平成17年 5月12日	27,865,825,007	1,650,058,748	60,586,286,173
第4特定期間	自 平成17年 5月13日 至 平成17年11月14日	28,707,056,711	3,601,940,445	85,691,402,439
第5特定期間	自 平成17年11月15日 至 平成18年 5月12日	9,067,180,953	6,995,281,058	87,763,302,334
第6特定期間	自 平成18年 5月13日 至 平成18年11月13日	4,410,453,742	9,087,078,883	83,086,677,193
第7特定期間	自 平成18年11月14日 至 平成19年 5月14日	1,643,022,626	11,223,129,853	73,506,569,966
第8特定期間	自 平成19年 5月15日 至 平成19年11月12日	1,870,613,541	4,988,634,760	70,388,548,747
第9特定期間	自 平成19年11月13日 至 平成20年 5月12日	860,145,753	3,841,309,908	67,407,384,592
第10特定期間	自 平成20年 5月13日 至 平成20年11月12日	410,826,769	5,058,953,851	62,759,257,510
第11特定期間	自 平成20年11月13日 至 平成21年 5月12日	436,367,503	2,231,314,084	60,964,310,929
第12特定期間	自 平成21年 5月13日 至 平成21年11月12日	762,959,580	2,358,441,782	59,368,828,727
第13特定期間	自 平成21年11月13日 至 平成22年 5月12日	819,281,911	3,599,167,866	56,588,942,772
第14特定期間	自 平成22年 5月13日 至 平成22年11月12日	361,220,329	4,918,179,817	52,031,983,284
第15特定期間	自 平成22年11月13日 至 平成23年 5月12日	295,808,827	5,637,521,071	46,690,271,040
第16特定期間	自 平成23年 5月13日 至 平成23年11月14日	341,984,596	6,877,303,631	40,154,952,005
第17特定期間	自 平成23年11月15日 至 平成24年 5月14日	216,942,750	6,749,642,720	33,622,252,035
第18特定期間	自 平成24年 5月15日 至 平成24年11月12日	196,900,651	4,409,335,516	29,409,817,170
第19特定期間	自 平成24年11月13日 至 平成25年 5月13日	283,781,333	4,728,505,375	24,965,093,128
第20特定期間	自 平成25年 5月14日 至 平成25年11月12日	186,061,830	3,851,096,786	21,300,058,172

(注1) 全て本邦内におけるものです。

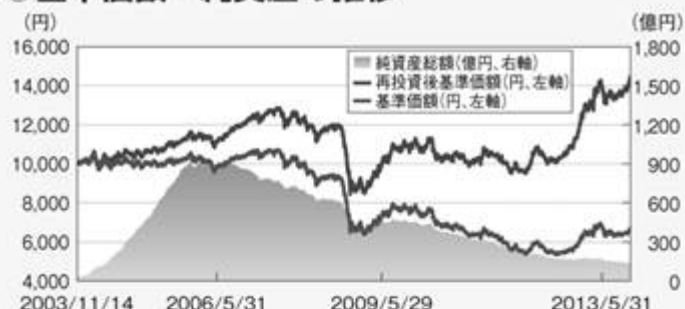
(注2) 第1特定期間の設定口数には、当初募集期間の設定口数を含みます。

&lt; 参考情報 &gt;

## 運用実績

2013年11月29日現在

## ◎基準価額・純資産の推移



\*再投資後基準価額は、税引前分配金を分配時に再投資したものと計算しています。  
\*基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

基準価額	6.707円	純資産総額	138.4億円
------	--------	-------	---------

## ◎分配の推移

決算日	分配金
115期(2013年7月12日)	55円
116期(2013年8月12日)	55円
117期(2013年9月12日)	55円
118期(2013年10月15日)	40円
119期(2013年11月12日)	40円
直近1年間累計	630円
設定来累計	5,862円

\*分配金は1万円当たり・税引前です。  
\*直近5期分を表示しています。

## ◎主要な資産の状況

## ◆資産配分

内訳	比率(%)
ドイチェ・米国投資適格社債ファンド(適格機関投資家専用)	49.24
Amundi Funds ボンド・ユーロ・アグリゲート	5.16
Amundi Funds ボンド・ユーロ・コーポレート	44.32
現金等	1.28
合計	100.00

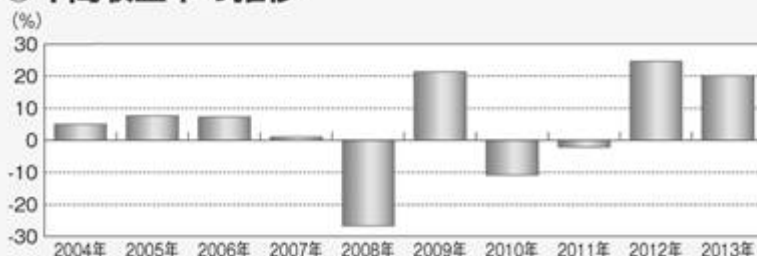
\*比率は純資産総額に対する割合です。  
\*四捨五入の関係で合計が100.00%と異なる場合があります。  
\*現金等には未払諸費用等を含みます。

## ◆組入ファンドの上位5銘柄

ドイチェ・米国投資適格社債マザーファンド <sup>※1</sup>				Amundi Funds ボンド・ユーロ・アグリゲート			Amundi Funds ボンド・ユーロ・コーポレート			
銘柄	クーポン(%)	比率(%)		銘柄	クーポン(%)	比率(%) <sup>※2</sup>	銘柄	クーポン(%)	比率(%) <sup>※2</sup>	
1 GEキャピタル 6.9% 09/15/15	6.900	3.66	1	1 スペイン国債	3.800	11.36	1	バンクオブアメリカ	2.500	1.64
2 サクセススタンベル 7% 07/01/15	7.000	3.64	2	2 イタリア国債	5.500	7.40	2	クレディスイス	5.750	1.35
3 511イナテックファイナンス 5% 11/15/18	9.500	3.50	3	3 スペイン国債	4.000	7.10	3	コベントリービルディングソサエティ	2.500	1.31
4 バンクオブアメリカ 7.8% 09/15/16	7.800	3.49	4	4 ベルギー国債	4.250	5.84	4	GDFスエズ	3.875	1.24
5 アルバーナケイブ 7.75% 01/15/19	7.750	3.35	5	5 ドイツ国債	0.750	5.56	5	シティグループ	5.000	1.21

\*1 ドイチェ・米国投資適格社債ファンド(適格機関投資家専用)のマザーファンドの組入銘柄とマザーファンドの純資産総額に対する割合です。  
\*2 比率は、各マスターファンドの純資産総額に対する割合です。

## ◎年間収益率の推移



\*年間収益率は、税引前分配金を分配時に再投資したものと計算しています。  
\*ファンドにはベンチマークはありません。  
\*2013年は年初から11月29日までの騰落率を表示しています。

## ◎期間別騰落率

期間	騰落率(%)
1ヵ月	3.81
3ヵ月	7.80
6ヵ月	3.40
1年	28.36
3年	40.59
設定来	44.45

\*騰落率は、税引前分配金を分配時に再投資したものと計算しています。ファンドの騰落率であり、実際の投資家利回りとは異なります。

\*上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。  
\*運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### ( )お申込みの受付場所

ファンドの取得の申込は、委託会社が指定する販売会社の本支店営業所において取扱っております。販売会社によっては、一部の支店・営業所等で扱わない場合があります。なお、販売会社については委託会社にお問合せください。委託会社の照会先は次の通りです。

**アムンディ・ジャパン株式会社**  
お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル)  
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで  
ホームページアドレス : <http://www.amundi.co.jp>

#### ( )申込手続きと申込価額

取得申込の受付は、原則として各営業日の午後3時までに受付けたもの（当該取得の申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとなります。

ただし、受付日がファンドの休業日にあたる場合にはお申込みできません。

申込締切時間は販売会社によって、異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

東京証券取引所の休業日、ユーロネクストの休業日ならびにフランスの祝休日、ルクセンブルクの銀行休業日およびニューヨーク証券取引所の休業日あるいは米国証券業金融市場協会が定める休業日のいずれかに該当する場合を指します。

申込価額は、申込受付日の翌営業日の基準価額とします。基準価額は、委託会社により毎営業日計算され、販売会社または委託会社に問合せることにより知ることができます。

取得申込時には申込手数料をご負担いただくものとします。ただし、収益分配金再投資の際は、無手数料になります。

\*委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止することおよび既に受付けた取得申込みの受付を取消することができます。

#### ( )申込単位

1円または1口を最低単位として販売会社が定める申込方法および単位とします。詳しくは、販売会社にお問合せください。

\*取得申込者は、販売会社に取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払と引換に、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

## 2【換金（解約）手続等】

途中換金とは信託約款上の一部解約と同意義です。

### ( ) 途中換金の受付

- 1) 原則として、毎営業日換金（解約）のお申込みが可能です。ファンドをご購入いただいた販売会社においてお申込みください。
- 2) 受益者が途中換金の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

### ( ) 途中換金取扱期間と途中換金価額

- 1) 途中換金の実行の請求の受付は、原則として各営業日の午後3時までに受付けたもの（当該換金の申込にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとなります。販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
- 2) 途中換金の実行の請求日が、ファンドの休業日にあたる場合においては、委託会社は途中換金の実行の請求を受付けないものとします。
- 3) 換金価額は、換金請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
- 4) 換金代金は、受益者の請求を受付けた日から起算して原則として5営業日目から、販売会社において受益者に支払われます。

### ( ) 換金単位

販売会社が定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問合せください。

### ( ) 換金価額の照会方法

換金価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社および販売会社に問合せることにより知ることができます。なお、換金価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

ファンドの換金価額について委託会社の照会先は下記の通りです。

### アムンディ・ジャパン株式会社

お客様サポートライン 0120-202-900 (フリーダイヤル)

受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページアドレス : <http://www.amundi.co.jp>

### ( ) 途中換金の実行の請求の受付を中止する特別な場合

- 1) 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、途中換金の実行の請求の受付を中止することができます。
- 2) 途中換金の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の途中換金の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその途中換金の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、途中換金の受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に途中換金の実行の請求を受付けたものとして当該基準価額の計算日の翌営業日の基準価額とします。

### ( ) 換金制限

委託会社の判断により、一定の金額を超える換金申込には制限を設ける場合があります。

### ( ) 受益権の買取

受益権の買取のお取扱いについては販売会社によって異なりますので、お申込みの販売会社にお問合せください。

### ( ) 買取請求の受付と買取価額

買取請求の受付と買取価額の詳細については、販売会社へお問合せください。

### ( ) 買取請求の受付を中止する特別な場合

販売会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の買取の受付を中止することができます。

\*買取請求の受付を中止する特別な場合の詳細については、販売会社にお問合せください。

\* 換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換に、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い、当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

## 3【資産管理等の概要】

### (1) 【資産の評価】

#### ( ) 基準価額の算定



基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます)を、計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値で円換算を行います。
予約為替	原則として、基準価額計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価します。
投資信託受益証券	原則として、投資信託受益証券の基準価額で評価します。
投資証券	原則として、投資証券の基準価額で評価します。



### ( ) 基準価額の算出頻度と公表

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社および販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、当日の基準価額は原則として、翌日の日本経済新聞に掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

ファンドの基準価額について委託会社の照会先は下記の通りです。

**アムンディ・ジャパン株式会社**  
 お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル)  
 受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで  
 ホームページアドレス : <http://www.amundi.co.jp>

### (2) 【保管】

該当事項はありません。

### (3) 【信託期間】

平成15年11月14日から無期限とします。ただし、後記、「(5)その他 ( )信託の終了」に該当する場合、信託は終了することがあります。

### (4) 【計算期間】

( )この信託の計算期間は、毎月13日から翌月12日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成16年1月13日までとします。

( )各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託約款に定める信託期間の終了日とします。

### (5) 【その他】

#### ( )信託の終了

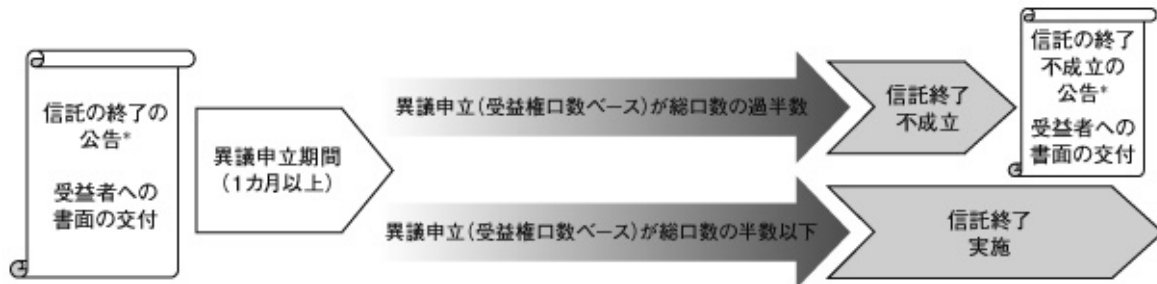
- a. 委託会社は、次の場合、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます(以下「繰上償還」といいます)。この場合において、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- ・信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回った場合
  - ・信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき
  - ・やむを得ない事情が発生したとき

委託会社は、前記に従い繰上償還させる場合、以下の手続により行います。

- 1) 委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- 2) 前記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- 3) 当該一定期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、信託契約の解約をしません。

- 4) 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- 5) 前記2) から4) までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記2) の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

< 信託の終了の手続 >



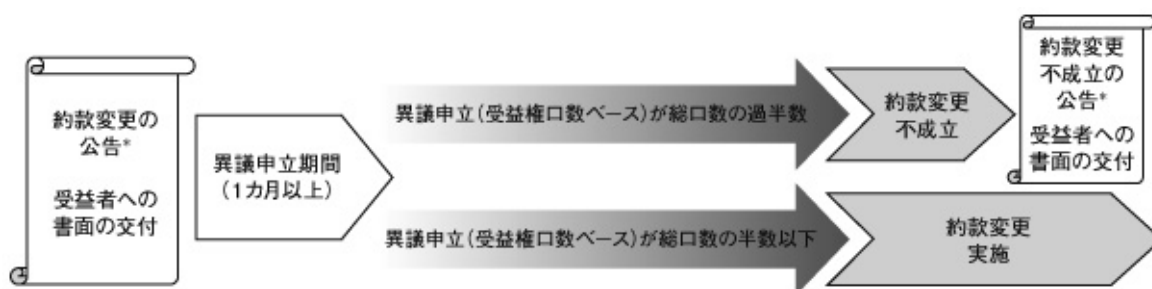
\*全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

- b. 委託会社が、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- c. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記「( ) 信託約款の変更」のc. の異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときに該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において、存続します。
- d. 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合および解任された場合において、委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

## ( )信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。委託会社は、かかる変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- b. 上記a.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- c. 上記b.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記の信託約款の変更をしません。
- d. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- e. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記a.からd.までの規定に従います。

< 信託約款の変更の内容が重大なものである場合の手続 >



\*全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

## ( )反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または信託約款の重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じて、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

## ( )公告

委託会社が受益者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。

## ( )運用報告書の作成

委託会社は、5月と11月の計算期間の末日および償還時に運用報告書を作成し、当該信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。

## ( )関係法人との契約の更改等に関する手続

販売会社との間で締結された募集・販売等に関する契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれからも、別段の意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱についてもこれと同様とします。ただし、期間の途中においても必要がある時は、契約の一部を変更することができます。

## ( )ファンドが使用する愛称について

ファンドは愛称として、「リそな ペア・インカム」もしくは「デュアル・インカム」という名称を用いることがあり、販売会社によって異なる愛称を用いることがあります。

#### 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権

- 1) 受益者は、委託会社が決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。
- 2) 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします）に毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日からお支払いします（原則として決算日（休日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までにお支払いを開始）。収益分配金の支払は、販売会社の本支店営業所等において行うものとします。
- 3) 受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

償還金に対する請求権

- 1) 受益者は、償還金を持分に応じて請求する権利を有します。
- 2) 償還金は、信託期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休日の場合は当該償還日の翌営業日）の翌営業日）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部換金が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします）に支払います。償還金の支払は、販売会社の本支店営業所等において行うものとします。
- 3) 受益者は、償還金を支払開始日から10年間その支払を請求しないと権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

換金（買取）請求権

- 1) 受益者は、販売会社が定める単位で途中換金の実行を請求すること、または買取を請求することにより換金する権利を有します。
- 2) 換金代金は、換金請求受付日から起算して、原則として5営業日目から受益者にお支払いします。  
\*買取の取扱については販売会社によって異なりますので、詳しくはお申込みの販売会社の本支店営業所等にお問合せください。

帳簿書類の閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧および謄写の請求をすることができます。

反対者の買取請求権

信託契約の解約、または信託約款の重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権の信託財産をもって買取を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第20特定期間(平成25年5月14日から平成25年11月12日まで)の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

## 1【財務諸表】

アムンディ・米国・ユーロ投資適格債ファンド

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第19特定期間末 (平成25年 5月13日)	第20特定期間末 (平成25年11月12日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	479,931,194	396,302,300
投資信託受益証券	8,416,248,192	6,696,260,141
投資証券	8,481,361,425	6,718,547,044
未収利息	394	325
流動資産合計	17,377,541,205	13,811,109,810
資産合計	17,377,541,205	13,811,109,810
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	137,308,012	85,200,232
未払解約金	-	47,434,687
未払受託者報酬	455,152	341,690
未払委託者報酬	10,620,237	7,972,753
その他未払費用	700,000	700,000
流動負債合計	149,083,401	141,649,362
負債合計	149,083,401	141,649,362
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	24,965,093,128	21,300,058,172
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	7,736,635,324	7,630,597,724
（分配準備積立金）	678,443,232	420,411,401
元本等合計	17,228,457,804	13,669,460,448
純資産合計	17,228,457,804	13,669,460,448
負債純資産合計	17,377,541,205	13,811,109,810

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第19特定期間		第20特定期間	
	自	平成24年11月13日 至 平成25年 5月13日	自	平成25年 5月14日 至 平成25年11月12日
<b>営業収益</b>				
受取配当金		646,539,687		566,380,891
受取利息		68,494		42,373
有価証券売買等損益		1,826,485,837		1,020,129,901
為替差損益		2,231,362,090		35,574,810
営業収益合計		4,704,456,108		418,131,827
<b>営業費用</b>				
受託者報酬		2,675,375		2,400,814
委託者報酬		62,425,370		56,018,840
その他費用		700,000		700,000
営業費用合計		65,800,745		59,119,654
営業利益又は営業損失（ ）		4,638,655,363		477,251,481
経常利益又は経常損失（ ）		4,638,655,363		477,251,481
当期純利益又は当期純損失（ ）		4,638,655,363		477,251,481
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		27,593,968		9,121,147
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		13,152,431,193		7,736,635,324
剰余金増加額又は欠損金減少額		1,792,084,585		1,355,344,333
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		1,792,084,585		1,355,344,333
剰余金減少額又は欠損金増加額		105,399,876		65,251,588
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		105,399,876		65,251,588
分配金		881,950,235		697,682,517
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		7,736,635,324		7,630,597,724

## (3)【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。</p> <p>(2) 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として特定期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金 原則として、収益分配金落ち日において、当該収益分配金金額を計上しております。</p>
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。</p> <p>(2) 特定期間の取扱い ファンドの特定期間は前期末が休日のため、平成25年5月14日から平成25年11月12日までとなっております。</p>

## (貸借対照表に関する注記)

項目	第19特定期間末 (平成25年 5月13日)	第20特定期間末 (平成25年11月12日)
1. 期首元本額	29,409,817,170円	24,965,093,128円
期中追加設定元本額	283,781,333円	186,061,830円
期中一部解約元本額	4,728,505,375円	3,851,096,786円
2. 特定期間末日における受益権の総数	24,965,093,128口	21,300,058,172口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は7,736,635,324円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は7,630,597,724円であります。



## （損益及び剰余金計算書に関する注記）

第19特定期間 自 平成24年11月13日 至 平成25年 5月13日	第20特定期間 自 平成25年 5月14日 至 平成25年11月12日
<p>分配金の計算過程 （平成24年11月13日から平成24年12月12日までの計算期間） 計算期間末における分配対象収益額1,161,029,812円（1万口当たり406円）のうち157,133,634円（1万口当たり55円）を分配金額としております。</p> <p>A 費用控除後の配当等収益額 107,324,296円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円 C 収益調整金額 1,108,465円 D 分配準備積立金額 1,052,597,051円 E 当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D） 1,161,029,812円 F 当ファンドの期末残存受益権口数 28,569,751,690口 G 1万口当たり分配対象収益額（E / F × 10,000） 406円 H 1万口当たり分配金額 55円 I 分配金額（F × H / 10,000） 157,133,634円</p> <p>（平成24年12月13日から平成25年1月15日までの計算期間） 計算期間末における分配対象収益額1,088,490,689円（1万口当たり390円）のうち153,173,940円（1万口当たり55円）を分配金額としております。</p> <p>A 費用控除後の配当等収益額 109,868,261円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円 C 収益調整金額 3,378,462円 D 分配準備積立金額 975,243,966円 E 当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D） 1,088,490,689円 F 当ファンドの期末残存受益権口数 27,849,807,375口 G 1万口当たり分配対象収益額（E / F × 10,000） 390円 H 1万口当たり分配金額 55円 I 分配金額（F × H / 10,000） 153,173,940円</p> <p>（平成25年1月16日から平成25年2月12日までの計算期間） 計算期間末における分配対象収益額1,022,819,078円（1万口当たり375円）のうち149,677,284円（1万口当たり55円）を分配金額としております。</p> <p>A 費用控除後の配当等収益額 108,813,621円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円 C 収益調整金額 5,519,327円 D 分配準備積立金額 908,486,130円 E 当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D） 1,022,819,078円 F 当ファンドの期末残存受益権口数 27,214,051,667口 G 1万口当たり分配対象収益額（E / F × 10,000） 375円</p>	<p>分配金の計算過程 （平成25年5月14日から平成25年6月12日までの計算期間） 計算期間末における分配対象収益額756,669,155円（1万口当たり311円）のうち133,646,654円（1万口当たり55円）を分配金額としております。</p> <p>A 費用控除後の配当等収益額 87,803,131円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円 C 収益調整金額 9,848,225円 D 分配準備積立金額 659,017,799円 E 当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D） 756,669,155円 F 当ファンドの期末残存受益権口数 24,299,391,760口 G 1万口当たり分配対象収益額（E / F × 10,000） 311円 H 1万口当たり分配金額 55円 I 分配金額（F × H / 10,000） 133,646,654円</p> <p>（平成25年6月13日から平成25年7月12日までの計算期間） 計算期間末における分配対象収益額702,029,910円（1万口当たり293円）のうち131,525,834円（1万口当たり55円）を分配金額としております。</p> <p>A 費用控除後の配当等収益額 88,876,150円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円 C 収益調整金額 10,379,188円 D 分配準備積立金額 602,774,572円 E 当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D） 702,029,910円 F 当ファンドの期末残存受益権口数 23,913,788,175口 G 1万口当たり分配対象収益額（E / F × 10,000） 293円 H 1万口当たり分配金額 55円 I 分配金額（F × H / 10,000） 131,525,834円</p> <p>（平成25年7月13日から平成25年8月12日までの計算期間） 計算期間末における分配対象収益額645,972,231円（1万口当たり274円）のうち129,399,124円（1万口当たり55円）を分配金額としております。</p> <p>A 費用控除後の配当等収益額 84,692,468円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円 C 収益調整金額 11,221,057円 D 分配準備積立金額 550,058,706円 E 当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D） 645,972,231円 F 当ファンドの期末残存受益権口数 23,527,113,613口 G 1万口当たり分配対象収益額（E / F × 10,000） 274円</p>

H	1万口当たり分配金額	55円	H	1万口当たり分配金額	55円
I	分配金額( F × H / 10,000 )	149,677,284円	I	分配金額( F × H / 10,000 )	129,399,124円
<p>(平成25年2月13日から平成25年3月12日までの計算期間)</p> <p>計算期間末における分配対象収益額946,941,833円 (1万口当たり359円)のうち144,799,376円(1万口当たり55円)を分配金額としております。</p>			<p>(平成25年8月13日から平成25年9月12日までの計算期間)</p> <p>計算期間末における分配対象収益額598,782,489円 (1万口当たり258円)のうち127,174,396円(1万口当たり55円)を分配金額としております。</p>		
A	費用控除後の配当等収益額	102,221,036円	A	費用控除後の配当等収益額	91,090,161円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	6,658,929円	C	収益調整金額	11,564,058円
D	分配準備積立金額	838,061,868円	D	分配準備積立金額	496,128,270円
E	当ファンドの分配対象収益額( A+B+C+D )	946,941,833円	E	当ファンドの分配対象収益額( A+B+C+D )	598,782,489円
F	当ファンドの期末残存受益権口数	26,327,159,304口	F	当ファンドの期末残存受益権口数	23,122,617,515口
G	1万口当たり分配対象収益額( E / F × 10,000 )	359円	G	1万口当たり分配対象収益額( E / F × 10,000 )	258円
H	1万口当たり分配金額	55円	H	1万口当たり分配金額	55円
I	分配金額( F × H / 10,000 )	144,799,376円	I	分配金額( F × H / 10,000 )	127,174,396円
<p>(平成25年3月13日から平成25年4月12日までの計算期間)</p> <p>計算期間末における分配対象収益額877,555,770円 (1万口当たり345円)のうち139,857,989円(1万口当たり55円)を分配金額としております。</p>			<p>(平成25年9月13日から平成25年10月15日までの計算期間)</p> <p>計算期間末における分配対象収益額549,909,182円 (1万口当たり242円)のうち90,736,277円(1万口当たり40円)を分配金額としております。</p>		
A	費用控除後の配当等収益額	102,777,274円	A	費用控除後の配当等収益額	87,245,345円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	7,304,563円	C	収益調整金額	11,665,554円
D	分配準備積立金額	767,473,933円	D	分配準備積立金額	450,998,283円
E	当ファンドの分配対象収益額( A+B+C+D )	877,555,770円	E	当ファンドの分配対象収益額( A+B+C+D )	549,909,182円
F	当ファンドの期末残存受益権口数	25,428,725,288口	F	当ファンドの期末残存受益権口数	22,684,069,268口
G	1万口当たり分配対象収益額( E / F × 10,000 )	345円	G	1万口当たり分配対象収益額( E / F × 10,000 )	242円
H	1万口当たり分配金額	55円	H	1万口当たり分配金額	40円
I	分配金額( F × H / 10,000 )	139,857,989円	I	分配金額( F × H / 10,000 )	90,736,277円
<p>(平成25年4月13日から平成25年5月13日までの計算期間)</p> <p>計算期間末における分配対象収益額824,419,662円 (1万口当たり330円)のうち137,308,012円(1万口当たり55円)を分配金額としております。</p>			<p>(平成25年10月16日から平成25年11月12日までの計算期間)</p> <p>計算期間末における分配対象収益額512,859,641円 (1万口当たり240円)のうち85,200,232円(1万口当たり40円)を分配金額としております。</p>		
A	費用控除後の配当等収益額	100,122,517円	A	費用控除後の配当等収益額	81,696,552円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	8,668,418円	C	収益調整金額	7,248,008円
D	分配準備積立金額	715,628,727円	D	分配準備積立金額	423,915,081円
E	当ファンドの分配対象収益額( A+B+C+D )	824,419,662円	E	当ファンドの分配対象収益額( A+B+C+D )	512,859,641円
F	当ファンドの期末残存受益権口数	24,965,093,128口	F	当ファンドの期末残存受益権口数	21,300,058,172口
G	1万口当たり分配対象収益額( E / F × 10,000 )	330円	G	1万口当たり分配対象収益額( E / F × 10,000 )	240円
H	1万口当たり分配金額	55円	H	1万口当たり分配金額	40円
I	分配金額( F × H / 10,000 )	137,308,012円	I	分配金額( F × H / 10,000 )	85,200,232円

## (金融商品に関する注記)

## . 金融商品の状況に関する事項

項目	第19特定期間 自 平成24年11月13日 至 平成25年 5月13日	第20特定期間 自 平成25年 5月14日 至 平成25年11月12日
1. 金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」の定めに従い、有価証券及びデリバティブ取引等の金融商品を投資対象として運用を行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>保有する主な金融商品は、有価証券であり、その内容を貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。これらは売買目的で保有しております。</p> <p>当該金融商品には、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等があります。</p> <p>当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であり外貨建資産の購入代金、売却代金、配当金等の受取または支払にかかる円貨額を確定させるために行っております。</p> <p>一般的な為替予約取引に係る主要なリスクとして、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクがあります。当ファンドは、為替予約取引をスポットに限定しているため、価格変動リスクはきわめて小さいと認識しております。また、為替予約の相手先は社内ルールに従った金融機関に限定しているため、相手方の契約不履行に係る信用リスクはほとんどないと判断しております。</p>	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスクマネジメント部が、当ファンドの主要投資対象である投資信託受益証券及び投資証券のパフォーマンス状況及びマーケット動向等のモニタリングを行っております。また、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等の運用リスクを分析し、定期的にリスク委員会に報告しております。</p> <p>デリバティブ取引については、組織的な管理体制により、日々ポジション並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。</p>	同左

## . 金融商品の時価等に関する事項

項目	第19特定期間末 (平成25年 5月13日)	第20特定期間末 (平成25年11月12日)
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、期末の時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	<p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2) 有価証券 時価の算定方法は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。また、有価証券に関する注記事項については、「(有価証券に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(3) デリバティブ取引 該当事項はありません。</p>	<p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p> <p>(2) 有価証券 同左</p> <p>(3) デリバティブ取引 同左</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種類	第19特定期間末 (平成25年 5月13日)	第20特定期間末 (平成25年11月12日)
	最終計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	最終計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	150,748,773	32,151,402
投資証券	83,120,033	49,831,846
合計	233,868,806	81,983,248

（デリバティブ取引等に関する注記）

第19特定期間末（平成25年5月13日）

該当事項はありません。

第20特定期間末（平成25年11月12日）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第19特定期間（自平成24年11月13日 至平成25年5月13日）

該当事項はありません。

第20特定期間（自平成25年5月14日 至平成25年11月12日）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	第19特定期間末 （平成25年 5月13日）	第20特定期間末 （平成25年11月12日）
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.6901円 （6,901円）	0.6418円 （6,418円）

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	ドイチェ・米国投資適格社債ファンド （適格機関投資家専用）	9,742,849,035	6,696,260,141	
		小計	9,742,849,035	6,696,260,141	
		銘柄数 組入時価比率	1 49.0%	100.0%	
	投資信託受益証券 合計			6,696,260,141	
投資証券	ユーロ	Amundi Funds ボンド・ユーロ・アグリ ゲート-毎月分配クラス	5,238.732	5,205,204.11	
		Amundi Funds ボンド・ユーロ・コーポ レート-毎月分配クラス	544,189	45,287,408.58	
	小計	549,427.732	50,492,612.69 (6,718,547,044)	100.0%	
	投資証券 合計			6,718,547,044 (6,718,547,044)	
合計				13,414,807,185 (6,718,547,044)	

（有価証券明細表注記）

1. 通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における( )内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額であり、内数で表示しておりません。
3. 組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

平成25年11月末日現在

資産総額	13,907,631,659円
負債総額	64,296,251円
純資産総額（ - ）	13,843,335,408円
発行済口数	20,640,615,473口
1口当たり純資産額（ / ）	0.6707円
（1万口当たり純資産額）	（6,707円）

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

### (1) 受益証券の名義書換等

ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### (2) 受益者名簿

作成いたしません。

### (3) 受益者等に対する特典

該当するものではありません。

### (4) 受益権の譲渡制限の内容

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。記名式の受益証券の所持人は、委託会社の定める手続によって名義書換を委託者に請求することができます。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

委託会社は、上記の振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### (5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

### (6) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

### (7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として支払います）に支払います。

### (8) 質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。



## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額

本書提出日現在	資本金の額	12億円
	発行株式総数	9,000,000株
	発行済株式総数	2,400,000株

直近5年間における主な資本金の額の増減はありません。

##### (2) 委託会社の概況

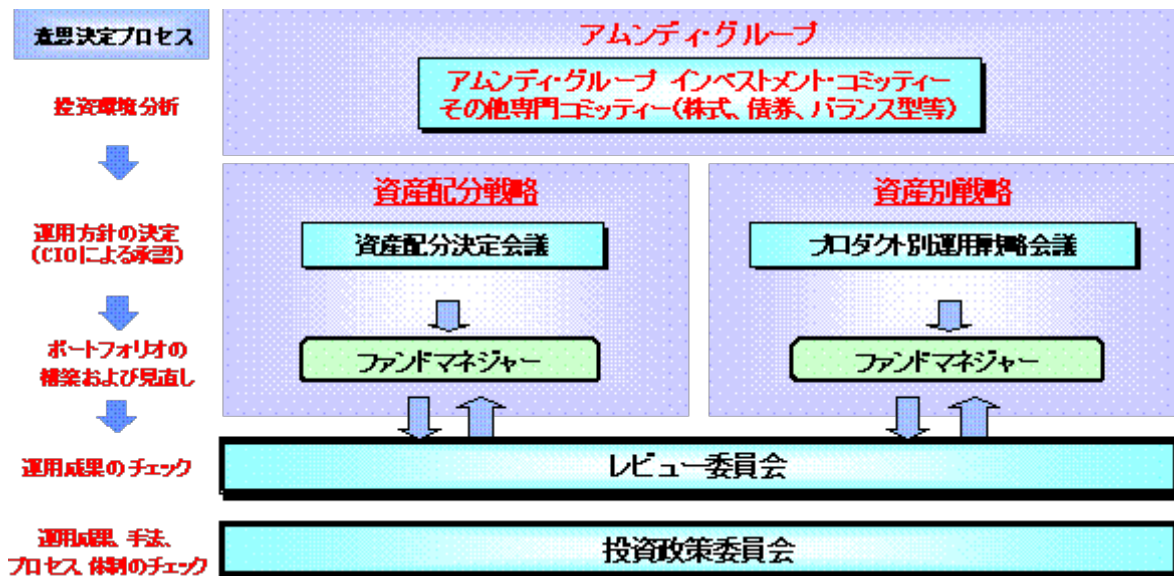
###### 委託会社の意思決定機構

当社業務執行の最高機関としてある取締役会は3名以上の取締役で構成されます。

取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役を選任します。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役会の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

###### 投資運用の意思決定機構



- ・アムンディ・グループで開催される投資に関する様々なコミッティーで、グループの株式・債券見直しおよび運用戦略を決定します。
- ・アムンディ・グループで決定した戦略を取り込み、弊社が開催する資産配分決定会議、プロダクト別運用戦略会議において、資産配分、プロダクト別の投資戦略を協議し、決定します。
- ・決定事項にしたがい、ファンドマネジャーは資産配分やポートフォリオの構築・見直しを行います。
- ・月次で開催されるレビュー委員会において、資産配分戦略、各プロダクトにおける運用評価の結果を運用関係者にフィードバックします。また必要に応じて開催する投資政策委員会では、運用プロダクトの質について検証します。
- ・資産配分戦略、ならびにプロダクト別運用戦略にかかる諸会議を定期的を開催します。また投資環境急変時には臨時会合を召集します。

上記の意思決定機構等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

### 事業の内容

委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務の一部および投資助言・代理業務を行っています。

### 営業の概況

平成25年11月末日現在、委託会社の運用する投資信託の本数、純資産額の合計額は以下の通りです。

種 類	本 数	純 資 産 (百 万 円)
単位型株式投資信託	25	69,558
追加型株式投資信託	151	1,734,831
追加型公社債投資信託	1	19,009
合計	177	1,823,398

### 3【委託会社等の経理状況】

- (1) 委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社(以下「当社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条及び第57条により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。
- (2) 財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を四捨五入して記載しております。
- (3) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第32期事業年度(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第33期事業年度に係る中間会計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)の中間財務諸表について、あらた監査法人により中間監査を受けております。

## (1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第31期 (平成24年3月31日)		第32期 (平成25年3月31日)	
<b>資産の部</b>				
<b>流動資産</b>				
現金・預金		2,650,700		2,153,697
有価証券		1,302,738		1,175,027
前払費用		276,348		179,108
未収還付法人税等		6,975		6,458
未収入金		7,883		6,527
未収委託者報酬	*1	1,049,520	*1	1,127,856
未収運用受託報酬	*1	598,799	*1	718,958
未収投資助言報酬	*1	39,549	*1	15,982
未収収益	*1	113,024	*1	143,682
繰延税金資産		172,456		98,508
立替金	*1	39,301	*1	20,820
その他		39,258		125
<b>流動資産合計</b>		<b>6,296,549</b>		<b>5,646,747</b>
<b>固定資産</b>				
<b>有形固定資産</b>				
建物(純額)	*2	137,459	*2	119,322
器具備品(純額)	*2	131,839	*2	108,135
<b>有形固定資産合計</b>		<b>269,298</b>		<b>227,457</b>
<b>無形固定資産</b>				
ソフトウェア		12,446		11,850
電話加入権		934		934
<b>無形固定資産合計</b>		<b>13,380</b>		<b>12,784</b>
<b>投資その他の資産</b>				
投資有価証券		1,919,090		2,278,289
関係会社株式		86,168		86,168
長期未収入金		6,000		5,000
長期差入保証金		191,981		180,700
ゴルフ会員権		60		60
貸倒引当金		6,000		5,000
<b>投資その他の資産合計</b>		<b>2,197,298</b>		<b>2,545,216</b>
<b>固定資産合計</b>		<b>2,479,976</b>		<b>2,785,457</b>
<b>資産合計</b>		<b>8,776,525</b>		<b>8,432,205</b>

(単位：千円)

	第31期 (平成24年3月31日)	第32期 (平成25年3月31日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
リース債務	1,186	819
預り金	277,120	319,438
未払金	644,571	700,436
未払償還金	8,124	4,966
未払手数料	483,904	573,177
その他未払金	*1 152,543	*1 122,293
未払費用	242,443	188,325
未払法人税等	13,069	14,323
未払消費税等	11,112	31,723
前受収益	615,072	217,643
賞与引当金	91,301	97,354
役員賞与引当金	15,388	15,992
資産除去債務	12,210	-
流動負債合計	1,923,473	1,586,053
<b>固定負債</b>		
リース債務	816	-
繰延税金負債	10,581	16,243
退職給付引当金	61,157	58,759
賞与引当金	9,536	5,667
役員賞与引当金	8,673	9,721
資産除去債務	50,003	50,917
固定負債合計	140,765	141,307
負債合計	2,064,237	1,727,359
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	1,200,000	1,200,000
資本剰余金		
資本準備金	1,076,268	1,076,268
その他資本剰余金	1,342,567	1,342,567
資本剰余金合計	2,418,835	2,418,835
利益剰余金		
利益準備金	110,093	110,093
その他利益剰余金	2,991,801	2,963,877
別途積立金	1,600,000	1,600,000
繰越利益剰余金	1,391,801	1,363,877
利益剰余金合計	3,101,893	3,073,969
株主資本合計	6,720,728	6,692,804
<b>評価・換算差額等</b>		
その他有価証券評価差額金	8,441	12,041
評価・換算差額等合計	8,441	12,041
純資産合計	6,712,288	6,704,845
負債純資産合計	8,776,525	8,432,205

## (2)【損益計算書】

(単位：千円)

	第31期		第32期	
	(自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)		(自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)	
営業収益				
委託者報酬		6,808,292		6,769,804
運用受託報酬		1,786,519		1,917,494
投資助言報酬		32,750		39,575
その他営業収益		532,630		468,026
営業収益合計		9,160,192		9,194,899
営業費用				
支払手数料		3,281,468		3,547,890
広告宣伝費		15,452		67,487
調査費		1,340,502		1,158,768
調査費		608,715		568,720
委託調査費		731,787		590,048
委託計算費		22,888		19,254
営業雑経費		257,680		229,276
通信費		64,101		49,209
印刷費		176,184		163,516
協会費		17,395		16,552
営業費用合計		4,917,990		5,022,676
一般管理費				
給料		2,819,805		2,585,017
役員報酬		219,810		118,614
給料・手当		2,284,355		2,149,555
賞与		249,749		276,105
役員賞与		65,891		40,743
交際費		13,982		11,803
旅費交通費		83,998		46,930
租税公課		34,892		39,746
不動産賃借料		198,292		173,282
賞与引当金繰入		83,681		93,485
役員賞与引当金繰入		10,069		17,640
退職給付費用		249,207		222,723
固定資産減価償却費		51,786		45,404
福利厚生費		431,451		421,902
諸経費		186,838		184,638
一般管理費合計		4,164,002		3,842,570
営業利益		78,200		329,653
営業外収益				
有価証券利息		31,032		-
受取利息		25		14
為替差益		-		21,424
有価証券売却益		7,629		-
雑収入		8,642		12,664
営業外収益合計		47,327		34,102
営業外費用				
為替差損		22,423		-
有価証券利息		-		14,065
雑損失		48		231
営業外費用合計		22,471		14,296
経常利益		103,056		349,460
特別利益				
清算配当金	*1*2	73,294	*1*2	-
特別利益合計		73,294		-

特別損失				
減損損失	*3	8,822	*3	-
固定資産除却損	*4	5,437	*4	6,432
特別損失合計		14,259		6,432
税引前当期純利益		162,092		343,028
法人税、住民税及び事業税		3,800		3,800
法人税等調整額		6,799		67,152
法人税等合計		10,599		70,952
当期純利益		151,493		272,076

## (3) 【株主資本等変動計算書】

( 単位：千円 )

	第31期		第32期	
	(自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)		(自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)	
株主資本				
資本金				
当期首残高	1,200,000		1,200,000	
当期変動額				
当期変動額合計	-		-	
当期末残高	1,200,000		1,200,000	
資本剰余金				
資本準備金				
当期首残高	1,076,268		1,076,268	
当期変動額				
当期変動額合計	-		-	
当期末残高	1,076,268		1,076,268	
その他資本剰余金				
当期首残高	1,342,567		1,342,567	
当期変動額				
当期変動額合計	-		-	
当期末残高	1,342,567		1,342,567	
資本剰余金合計				
当期首残高	2,418,835		2,418,835	
当期変動額				
当期変動額合計	-		-	
当期末残高	2,418,835		2,418,835	
利益剰余金				
利益準備金				
当期首残高	110,093		110,093	
当期変動額				
当期変動額合計	-		-	
当期末残高	110,093		110,093	
その他利益剰余金				
別途積立金				
当期首残高	1,600,000		1,600,000	
当期変動額				
当期変動額合計	-		-	
当期末残高	1,600,000		1,600,000	
繰越利益剰余金				
当期首残高	1,595,308		1,391,801	
当期変動額				
剰余金の配当	355,000		300,000	
当期純利益	151,493		272,076	
当期変動額合計	203,507		27,924	
当期末残高	1,391,801		1,363,877	



（ 単位：千円 ）

	第31期 （自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日）	第32期 （自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日）
利益剰余金合計		
当期首残高	3,305,400	3,101,893
当期変動額		
剰余金の配当	355,000	300,000
当期純利益	151,493	272,076
当期変動額合計	203,507	27,924
当期末残高	3,101,893	3,073,969
株主資本合計		
当期首残高	6,924,235	6,720,728
当期変動額		
剰余金の配当	355,000	300,000
当期純利益	151,493	272,076
当期変動額合計	203,507	27,924
当期末残高	6,720,728	6,692,804
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	369	8,441
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	8,071	20,481
当期変動額合計	8,071	20,481
当期末残高	8,441	12,041
評価・換算差額合計		
当期首残高	369	8,441
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	8,071	20,481
当期変動額合計	8,071	20,481
当期末残高	8,441	12,041
純資産合計		
当期首残高	6,923,866	6,712,288
当期変動額		
剰余金の配当	355,000	300,000
当期純利益	151,493	272,076
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	8,071	20,481
当期変動額合計	211,578	7,443
当期末残高	6,712,288	6,704,845

## 重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券</p> <p>満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）を採用しております。</p> <p>子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>その他有価証券</p> <p>時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定額法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 10年～24年 器具備品 4年～20年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>
3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金

	<p>債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務(直近の年金財政計算上の責任準備金をもって退職給付債務とする簡便法)及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 なお、会計基準変更時差異(7,388千円)については、15年による均等額を費用処理しております。</p> <p>(3) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。 なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。</p> <p>(4) 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。 なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。</p>
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

## 注記事項

## (貸借対照表関係)

第31期 (平成24年3月31日現在)	第32期 (平成25年3月31日現在)																																				
<p>*1 各科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。</p> <table data-bbox="159 1612 638 1836"> <tr><td>未収委託者報酬</td><td>43,036</td><td>千円</td></tr> <tr><td>未収運用受託報酬</td><td>23,404</td><td>千円</td></tr> <tr><td>未収投資助言報酬</td><td>19,632</td><td>千円</td></tr> <tr><td>未収収益</td><td>88,400</td><td>千円</td></tr> <tr><td>立替金</td><td>240</td><td>千円</td></tr> <tr><td>その他未払金</td><td>55,401</td><td>千円</td></tr> </table>	未収委託者報酬	43,036	千円	未収運用受託報酬	23,404	千円	未収投資助言報酬	19,632	千円	未収収益	88,400	千円	立替金	240	千円	その他未払金	55,401	千円	<p>*1 各科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。</p> <table data-bbox="734 1612 1212 1836"> <tr><td>未収委託者報酬</td><td>7</td><td>千円</td></tr> <tr><td>未収運用受託報酬</td><td>61,411</td><td>千円</td></tr> <tr><td>未収投資助言報酬</td><td>-</td><td>千円</td></tr> <tr><td>未収収益</td><td>29,393</td><td>千円</td></tr> <tr><td>立替金</td><td>-</td><td>千円</td></tr> <tr><td>その他未払金</td><td>46,863</td><td>千円</td></tr> </table>	未収委託者報酬	7	千円	未収運用受託報酬	61,411	千円	未収投資助言報酬	-	千円	未収収益	29,393	千円	立替金	-	千円	その他未払金	46,863	千円
未収委託者報酬	43,036	千円																																			
未収運用受託報酬	23,404	千円																																			
未収投資助言報酬	19,632	千円																																			
未収収益	88,400	千円																																			
立替金	240	千円																																			
その他未払金	55,401	千円																																			
未収委託者報酬	7	千円																																			
未収運用受託報酬	61,411	千円																																			
未収投資助言報酬	-	千円																																			
未収収益	29,393	千円																																			
立替金	-	千円																																			
その他未払金	46,863	千円																																			
<p>*2 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。</p> <table data-bbox="159 1948 638 2027"> <tr><td>建物</td><td>53,646</td><td>千円</td></tr> <tr><td>器具備品</td><td>129,811</td><td>千円</td></tr> </table>	建物	53,646	千円	器具備品	129,811	千円	<p>*2 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。</p> <table data-bbox="734 1948 1212 2027"> <tr><td>建物</td><td>61,093</td><td>千円</td></tr> <tr><td>器具備品</td><td>140,127</td><td>千円</td></tr> </table>	建物	61,093	千円	器具備品	140,127	千円																								
建物	53,646	千円																																			
器具備品	129,811	千円																																			
建物	61,093	千円																																			
器具備品	140,127	千円																																			

## （損益計算書関係）

第31期 (自 平成23年 4 月 1日 至 平成24年 3 月31日)	第32期 (自 平成24年 4 月 1日 至 平成25年 3 月31日)									
*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、以下のとおりであります。 清算配当金 73,294千円	-----									
*2 特別利益に含まれる清算配当金 清算配当金は、当社の子会社であるエスジーアセットマネジメント(シンガポール)株式会社の最終清算配当金であります。	-----									
*3 特別損失に含まれる減損損失 当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上いたしました。	-----									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日比谷ダイビル18F</td> <td>処分予定資産</td> <td>建 物</td> </tr> </tbody> </table>	場所	用途	種類	日比谷ダイビル18F	処分予定資産	建 物				
場所	用途	種類								
日比谷ダイビル18F	処分予定資産	建 物								
<p>当社は、資産運用会社であり、基本的に全資産が一体となってキャッシュフローを生み出す単位として取り扱っております。</p> <p>当社は、東京都千代田区に所在する日比谷ダイビルに本社事務所を賃貸しておりますが、事務所の18階借室部分を平成24年10月26日に返還することとなりました。その為、当初の予定より早期に資産を除却することが予定され、当該将来の使用が見込まれないものについては処分予定資産としてグルーピングを行っております。</p> <p>日比谷ダイビルの事務所18階借室部分の建物については、処分予定時における残存帳簿価格から直接減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。</p>										
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">(減損損失の金額)</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建 物</td> <td></td> <td>8,822千円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td>8,822千円</td> </tr> </tbody> </table>	(減損損失の金額)			建 物		8,822千円	合 計		8,822千円	
(減損損失の金額)										
建 物		8,822千円								
合 計		8,822千円								
*4 特別損失に含まれる固定資産除却損 固定資産除却損は、NTT幕張ビルの事務所の移転等に伴い不要となった固定資産の除却であります。	*4 特別損失に含まれる固定資産除却損 固定資産除却損は、本社オフィスの18階借室部分の返還に伴い不要となった固定資産の除却であります。									

## （株主資本等変動計算書関係）

第31期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	一株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成23年6月30日 定時株主総会	普通 株式	355,000	147円92銭	平成23年3月31日	平成23年6月30日

配当原資については、利益剰余金としております。

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	一株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成24年6月29日 定時株主総会	普通 株式	300,000	125円	平成24年3月31日	平成24年7月1日

配当原資については、利益剰余金としております。

## 第32期

(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

## 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	一株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成24年6月29日 定時株主総会	普通 株式	300,000	125円	平成24年3月31日	平成24年7月1日

配当原資については、利益剰余金としております。

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	一株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成25年6月20日 定時株主総会	普通 株式	375,000	156円25銭	平成25年3月31日	平成25年6月20日

配当原資については、利益剰余金としております。

[次へ](#)

## （リース取引関係）

ファイナンス・リース取引  
所有権移転外ファイナンス・リース取引

- (1) リース資産の内容  
有形固定資産  
器具備品
- (2) リース資産の減価償却方法  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

## （金融商品関係）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に対する取組方針  
当社は、資金運用については、短期的な預金・有価証券等に限定しております。資金の調達については、銀行等金融機関から借入はありません。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制  
未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、相手先ごとの残高管理を行うとともに、延滞債権が発生した場合には管理部門役職者が顧客と直接交渉する体制としております。有価証券及び投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、運用先の信用リスクを極小化することを優先するため、主に国債もしくはこれに準ずるものに限定し、定期的に時価を把握し市場価格変動に留意しております。未払手数料は、支払期日に支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されておりますが、手許流動性を維持することにより管理しております。  
当社は、事業活動において存在するリスクを適格に把握し、リスク管理を適切に実行すべく、リスク管理基本規程を設けております。有価証券を含む投資商品の投資については「シードマネーガイドライン」及び「資本剰余金及び営業キャッシュに係る投資ガイドライン」の規程に基づき決定され、担当部署において管理しております。
- (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明  
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)参照)。

第31期（平成24年3月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	2,650,700	2,650,700	-
(2) 未収委託者報酬	1,049,520	1,049,520	-
(3) 未収運用受託報酬	598,799	598,799	-
(4) 有価証券及び投資有価証券	3,221,828	3,221,828	-
資産計	7,520,846	7,520,846	-
(1) 未払手数料	483,904	483,904	-
負債計	483,904	483,904	-

第32期（平成25年3月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	2,153,697	2,153,697	-
(2) 未収委託者報酬	1,127,856	1,127,856	-
(3) 未収運用受託報酬	718,958	718,958	-
(4) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	744,922	753,515	8,593
其他有価証券	2,708,394	2,708,394	-
資産計	7,453,827	7,462,420	8,593
(1) 未払手数料	573,177	573,177	-
負債計	573,177	573,177	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、及び(3) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、国債及び投資信託受益証券は、証券会社等からの時価情報によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項(有価証券関係)をご参照下さい。

負債

(1) 未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

下記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。関係会社株式は、当社の100%子会社であるデラウェア社の株式です。

(単位：千円)

区 分	第31期(平成24年3月31日)	第32期(平成25年3月31日)
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
関係会社株式	86,168	86,168

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

第31期（平成24年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	2,650,700	-	-	-
未収委託者報酬	1,049,520	-	-	-
未収運用受託報酬	598,799	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他の有価証券のうち満期のあるもの(国債)	300,000	1,460,000	360,000	-
合計	4,599,019	1,460,000	360,000	-

第32期（平成25年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	2,153,697	-	-	-
未収委託者報酬	1,127,856	-	-	-
未収運用受託報酬	718,958	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				

満期保有目的の債券	-	-	700,000	-
その他の有価証券のうち満期のあるもの(国債)	370,000	1,450,000	-	-
合計	4,370,511	1,450,000	700,000	-

## (有価証券関係)

第31期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)				
1. 子会社株式 子会社株式(貸借対照表計上額86,168千円)は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。				
2. その他有価証券				
	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表 計上額(千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	385,272	385,812	540
	(3)その他(注)	4,900	5,943	1,043
	小計	390,172	391,755	1,583
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	1,837,819	1,822,867	14,952
	(3)その他(注)	1,008,068	1,007,206	862
	小計	2,845,887	2,830,073	15,814
合計		3,236,059	3,221,828	14,231
(注) 投資信託受益証券であります				
3. 当事業年度中に売却したその他有価証券				
	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)	
投資信託	108,037	7,652	23	

第32期 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)				
1. 満期保有目的の債券				
区分	貸借対照表計上 額(千円)	時価(千円)	差額(千円)	
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	744,922	753,515	8,593	
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	-	-	-	
合計	744,922	753,515	8,593	
2. 子会社株式 子会社株式(貸借対照表計上額86,168千円)は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。				
3. その他有価証券				
	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表 計上額(千円)	差額 (千円)



貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	1,875,271	1,891,513	16,242
	(3)その他(注)	7,900	10,562	2,662
	小計	1,883,171	1,902,075	18,904
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	(3)その他(注)	806,518	806,323	196
	小計	806,518	806,323	196
合計	2,689,686	2,708,394	18,708	

(注) 投資信託受益証券であります

### 3. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
投資信託	200,000	-	-

### (デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

### (退職給付関係)

#### 第31期

(自平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

#### 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付企業年金制度、確定拠出年金制度及び退職一時金制度を有しております。

#### 2. 退職給付債務及びその内訳

(1) 退職給付債務(千円)	255,385
(2) 年金資産(千円)	192,751
(3) 未積立退職給付債務(1)+(2)(千円)	62,634
(4) 会計基準変更時差異の未処理額(千円)	1,478
(5) 貸借対照表計上額純額(3)+(4)(千円)	61,157
(6) 前払年金費用(千円)	-
(7) 退職給付引当金(5)+(6)(千円)	61,157

#### 3. 退職給付費用の内訳

退職給付費用(千円)	249,207
(1) 確定拠出型年金掛金支払額(千円)	52,404
(2) 勤務費用(千円)	126,511
(3) 会計基準変更時差異の費用処理額(千円)	493
(4) 臨時に支払った割増退職金(千円)	69,800

#### 4. 退職給付債務の計算基礎

退職給付の重要性が乏しいことから、退職給付に係る会計基準(「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成10年6月16日))に定める簡便法による退職給付債務を用いて退職給付引当金及び退職給付費用を計上しているため、該当ありません。

## 第32期

(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付企業年金制度、確定拠出年金制度及び退職一時金制度を有しております。

## 2. 退職給付債務及びその内訳

(1) 退職給付債務(千円)	354,831
(2) 年金資産(千円)	295,087
(3) 未積立退職給付債務(1)+(2)(千円)	59,744
(4) 会計基準変更時差異の未処理額(千円)	985
(5) 貸借対照表計上額純額(3)+(4)(千円)	58,759
(6) 前払年金費用(千円)	-
(7) 退職給付引当金(5)+(6)(千円)	58,759

## 3. 退職給付費用の内訳

退職給付費用(千円)	222,723
(1) 確定拠出型年金掛金支払額(千円)	46,260
(2) 勤務費用(千円)	168,695
(3) 会計基準変更時差異の費用処理額(千円)	493
(4) 臨時に支払った割増退職金(千円)	7,275

## 4. 退職給付債務の計算基礎

退職給付の重要性が乏しいことから、退職給付に係る会計基準(「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成10年6月16日))に定める簡便法による退職給付債務を用いて退職給付引当金及び退職給付費用を計上しているため、該当ありません。

## (税効果会計関係)

第31期 (平成24年3月31日現在)	第32期 (平成25年3月31日現在)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主原因別の内訳
繰延税金資産 (千円)	繰延税金資産 (千円)
前受収益否認額 233,446	前受収益否認額 80,176
繰越欠損金 974,852	繰越欠損金 966,686
未払費用否認額 42,625	未払費用否認額 32,126
賞与引当金等損金算入限度超過額 26,968	賞与引当金等損金算入限度超過額 37,004
退職給付引当金損金算入限度超過額 21,796	退職給付引当金損金算入限度超過額 44,832
減価償却資産 18,095	減価償却資産 7,449
資産除去債務 22,173	資産除去債務 16,852
その他 17,433	その他 9,753
繰延税金資産小計 1,357,388	繰延税金資産小計 1,194,878
評価性引当金 1,176,212	評価性引当金 1,092,719
繰延税金負債との相殺 8,720	繰延税金負債との相殺 3,651
繰延税金資産合計 172,456	繰延税金資産合計 98,508
繰延税金負債	繰延税金負債
資産除去負債会計基準適用に伴う	資産除去負債 13,226
有形固定資産計上額 19,301	その他有価証券評価差額金 6,668

	19,301		19,894
繰延税金負債小計	19,301	繰延税金負債小計	19,894
繰延税金資産との相殺	8,720	繰延税金資産との相殺	3,651
繰延税金負債合計	10,581	繰延税金負債合計	16,243
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	
当事業年度は税引前当期純利益となっておりますが、税務上の課税所得が発生していないため記載を省略しております。		同左	
3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正		3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正	
経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法が平成23年12月2日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成24年4月1日以後に解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前事業年度の40.7%から回収又は支払が見込まれる期間が平成24年4月1日から平成27年3月31日までのものは38.0%、平成28年4月1日以後のものについては35.6%にそれぞれ変更されております。なお、この税率変更による影響額は軽微であります。		-----	

## (資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

## (1) 資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスに関して、建物所有者との間で貸室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

## (2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を17年間(建物の減価償却期間)と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回り(2.0%)を使用して、資産除去債務の金額を計算しております。

## (3) 事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

	第31期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)	第32期 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)
期首残高	58,469千円	62,213千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	3,632千円	-千円
時の経過による調整額	1,224千円	1,133千円
資産除去債務の履行による減少額	1,112千円	12,429千円
期末残高	62,213千円	50,917千円

## (セグメント情報等)

## (セグメント情報)

第31期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)及び第32期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。

従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

(関連情報)

第31期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1. 製品およびサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

第32期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 製品およびサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

### 3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

投資信託の名称	委託者報酬	関連するセグメント名
アムンディ・リソナ米国ハイ・イールド債券ファンド (ブラジルリアルコース)	949,852	投資運用業及び投資助言・代理業並びにこれらの附帯業務

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

第31期(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)及び第32期(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)

当社は開示対象となるセグメントはありませんので、報告セグメントごとの固定資産の減損損失の記載を省略しております。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

第31期(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)及び第32期(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

第31期(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)及び第32期(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

第31期(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

#### 1. 関連当事者との取引

(1) 当社の親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				

親会社	アムンディ・エス・アー	フランスパリ市	584,711 (千ユーロ)	投資顧問業	(被所有) 間接 100%	なし	投資信託、投資顧問契約の再委任等	運用受託報酬 *1	105,079	未収運用受託報酬	23,404
								委託者報酬 *1	52,734	未収委託者報酬	43,036
								投資助言報酬 *1	8,810	未収投資助言報酬	19,632
								情報提供、コンサルティング料(その他営業収益) *1	351,338	未収収益	88,400
								委託調査費等の支払 *2	177,464	未払金	55,401

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

\*1 各報酬等については、当該各契約に基づいて決定しております。

\*2 委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

## (2) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	エスジーアセットマネジメント(シンガポール)株式会社	シンガポールシンガポール市	-	投資顧問業	(所有) 直接 85%	なし	アジア地域の運用拠点	清算受取配当金	73,294	-	-

(注) エスジーアセットマネジメント(シンガポール)株式会社は平成24年4月30日に解散手を終了しております。

## (3) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
兄弟会社	アムンディ・インベストメント・ソリューションズ	フランスパリ市	78,077 (千ユーロ)	投資顧問業	-	なし	投資助言契約の再委任等	委託調査費等の支払 *1	237,309	前払費用	192,938
										未払金	4,293
兄弟会社	アムンディ・ルクセンブルグ	ルクセンブルグ	6,805 (千ユーロ)	投資顧問業	-	なし	運用再委託	運用受託報酬 *2	67,775	未収運用受託報酬	67,387
								委託者報酬 *2	41,357	未収委託者報酬	60,729
								投資助言報酬 *2	18,137	未収投資助言報酬	18,137

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

\*1 委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

\*2 各報酬等については、当該各契約に基づいて決定しております。

第32期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

## 1. 関連当事者との取引

## (1) 当社の親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	アムンディ・エス・アー	フランス パリ市	584,711 (千ユーロ)	投資顧問業	(被所有) 間接 100%	なし	投資信託、投資顧問契約の再委任等	運用受託報酬 *1	98,859	未収運用受託報酬	61,411
								委託者報酬 *1	7,816	未収委託者報酬	7
								投資助言報酬 *1	14,132	未収投資助言報酬	-
								情報提供、コンサルティング料(その他営業収益) *1	196,929	未収収益	29,393
								委託調査費等の支払 *2	181,969	未払金	46,863

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

\*1 各報酬等については、当該各契約に基づいて決定しております。

\*2 委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

## (2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
兄弟会社	アムンディ・インベストメント・ソリューションズ	フランス パリ市	78,077 (千ユーロ)	投資顧問業	-	なし	投資助言契約の再委任等	委託調査費等の支払 *1	180,803	前払費用	92,906
										未払金	4,801

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

\*1 委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

## 2. 親会社に関する注記

## 親会社情報

アムンディ・ジャパン ホールディング株式会社(非上場)

アムンディ・エス・アー(非上場)

アムンディ・グループ エス・アー(非上場)

クレディ・アグリコル エス・アー(ユーロネクスト パリに上場)

## (一株当たり情報)

第31期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)		第32期 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)	
1株当たり純資産額	2,796.79円	1株当たり純資産額	2,793.69円
1株当たり当期純利益金額	63.12円	1株当たり当期純利益金額	113.36円
<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p> <p>1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。</p> <p>当期純利益 151,493千円</p>		<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p> <p>1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。</p> <p>当期純利益 272,076千円</p>	

普通株式に係る当期純利益	151,493千円	普通株式に係る当期純利益	272,076千円
期中平均株式数	2,400千株	期中平均株式数	2,400千株

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

[次へ](#)



## (1) 中間貸借対照表

(単位:千円)

		当中間会計期間末 (平成25年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金		2,571,670
有価証券		1,177,907
前払費用		188,924
未収入金		4,424
未収委託者報酬		1,576,363
未収運用受託報酬		1,089,962
未収投資助言報酬		5,226
未収収益		68,186
繰延税金資産		99,128
立替金		42,619
その他		107
流動資産合計		6,824,515
固定資産		
有形固定資産	*1	214,204
無形固定資産	*1	10,824
投資その他の資産		
投資有価証券		1,886,871
関係会社株式		86,168
長期未収入金		5,000
長期差入保証金		180,700
ゴルフ会員権		60
貸倒引当金		5,000
投資その他の資産合計		2,153,798
固定資産合計		2,378,826
資産合計		9,203,341

（単位：千円）

当中間会計期間末 (平成25年9月30日)	
負債の部	
流動負債	
リース債務	983
預り金	97,202
未払金	955,061
未払償還金	4,009
未払手数料	724,430
その他未払金	226,622
未払費用	274,831
未払法人税等	67,864
未払配当金	375,000
未払消費税等	42,820
前受収益	143,192
賞与引当金	271,994
役員賞与引当金	32,352
流動負債合計	2,261,300
固定負債	
繰延税金負債	16,192
リース債務（長期）	3,923
退職給付引当金	82,919
賞与引当金	5,667
役員賞与引当金	9,721
資産除去債務	51,421
固定負債合計	169,842
負債合計	2,431,142
純資産の部	
株主資本	
資本金	1,200,000
資本剰余金	
資本準備金	1,076,268
その他資本剰余金	1,342,567
資本剰余金合計	2,418,835
利益剰余金	
利益準備金	110,093
その他利益剰余金	
別途積立金	1,600,000
繰越利益剰余金	1,434,015
利益剰余金合計	3,144,108

株主資本合計	6,762,943
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	9,256
評価・換算差額等合計	9,256
純資産合計	6,772,199
負債純資産合計	9,203,341

## (2) 中間損益計算書

(単位：千円)

	当中間会計期間
	(自 平成25年4月 1日
	至 平成25年9月30日)
営業収益	
委託者報酬	4,172,258
運用受託報酬	1,323,524
投資助言報酬	10,678
その他営業収益	126,990
営業収益合計	5,633,450
営業費用	3,196,875
一般管理費	*1 1,966,680
営業利益	469,895
営業外収益	*2 34,517
営業外費用	*3 4,661
経常利益	499,752
特別損失	326
税引前中間純利益	499,425
法人税、住民税及び事業税	53,416
法人税等調整額	871
法人税等合計	54,287
中間純利益	445,138

## (3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 平成25年4月 1日 至 平成25年9月30日)
<b>株主資本</b>	
<b>資本金</b>	
当期首残高	1,200,000
当中間変動額	
当中間変動額合計	-
当中間期末残高	1,200,000
<b>資本剰余金</b>	
<b>資本準備金</b>	
当期首残高	1,076,268
当中間変動額	
当中間変動額合計	-
当中間期末残高	1,076,268
<b>その他資本剰余金</b>	
当期首残高	1,342,567
当中間変動額	
当中間変動額合計	-
当中間期末残高	1,342,567
<b>資本剰余金合計</b>	
当期首残高	2,418,835
当中間変動額	
当中間変動額合計	-
当中間期末残高	2,418,835
<b>利益剰余金</b>	
<b>利益準備金</b>	
当期首残高	110,093
当中間変動額	
当中間変動額合計	-
当中間期末残高	110,093
<b>その他利益剰余金</b>	
<b>別途積立金</b>	
当期首残高	1,600,000
当中間変動額	
当中間変動額合計	-
当中間期末残高	1,600,000
<b>繰越利益剰余金</b>	
当期首残高	1,363,877
当中間変動額	

剰余金の配当	375,000
中間純利益	445,138
当中間変動額合計	70,138
当中間期末残高	1,434,015
利益剰余金合計	
当期首残高	3,073,969
当中間変動額	
剰余金の配当	375,000
中間純利益	445,138
当中間変動額合計	70,138
当中間期末残高	3,144,108
株主資本合計	
当期首残高	6,692,804
当中間変動額	
剰余金の配当	375,000
中間純利益	445,138
当中間変動額合計	70,138
当中間期末残高	6,762,943
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	12,041
当中間変動額	
株主資本以外の項目の当中間変動額(純額)	2,785
当中間変動額合計	2,785
当中間期末残高	9,256
評価・換算差額等合計	
当期首残高	12,041
当中間変動額	
株主資本以外の項目の当中間変動額(純額)	2,785
当中間変動額合計	2,785
当中間期末残高	9,256
純資産合計	
当期首残高	6,704,845
当中間変動額	
剰余金の配当	375,000
中間純利益	445,138
株主資本以外の項目の当中間変動額(純額)	2,785
当中間変動額合計	67,353
当中間期末残高	6,772,199

## 重要な会計方針

<p>1．有価証券の評価基準及び評価方法</p>	<p>(1) 有価証券</p> <p>満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）を採用しております。</p> <p>子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>その他有価証券</p> <p>時価のあるもの 当中間会計期間末の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p>
<p>2．固定資産の減価償却の方法</p>	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定額法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 15年～18年 器具備品 4年～15年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。</p>
<p>3．引当金の計上基準</p>	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務(直近の年金財政計算上の責任準備金をもって退職給付債務とする簡便法)及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 なお、会計基準変更時差異(7,388千円)については、15年による均等額を費用処理しております。</p>

	<p>(3) 賞与引当金                  従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当中間会計期間に帰属する額を計上しております。                  なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。</p> <p>(4) 役員賞与引当金                  役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当中間会計期間に帰属する額を計上しております。                  なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。</p>
<p>4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p>	<p>(1) 消費税等の会計処理                  消費税等の会計処理は税抜方式によっております。</p>

注記事項

( 中間貸借対照表関係 )

当中間会計期間末 (平成25年9月30日現在)		
*1	固定資産の減価償却累計額	
	有形固定資産	213,905 千円
	無形固定資産	25,015 千円

( 中間損益計算書関係 )

当中間会計期間 (自 平成25年4月 1日 至 平成25年9月30日)		
*1	減価償却実施額	
	有形固定資産	17,759 千円
	無形固定資産	2,693 千円
*2	営業外収益のうち主要なもの	
	為替差益	13,592 千円
	団体生命保険の配当金	12,477 千円
	有価証券利息	4,528 千円
*3	営業外費用のうち主要なもの	



償還ファンドの償還金等	3,467	千円
有価証券売却損	1,194	千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間（自 平成25年4月 1日 至 平成25年9月30日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当中間会計期間末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

## 2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

## 3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 配当に関する事項

未払配当金

決議	株式の 種類	配当金の 総額 (千円)	一株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成25年6月20日 定時株主総会	普通株式	375,000	156円25銭	平成25年3月31日	平成25年6月20日

配当原資については、利益剰余金としております。

(リース取引関係)

当中間会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日)
ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (1) リース資産の内容 有形固定資産 器具備品  (2) リース資産の減価償却方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

(金融商品に関する注記)

当中間会計期間  
(自 平成25年4月 1日  
至 平成25年9月30日)

## 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照）。

(単位：千円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	2,571,670	2,571,670	-
(2) 未収委託者報酬	1,576,363	1,576,363	-
(3) 未収運用受託報酬	1,089,962	1,089,962	-
(4) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	741,120	745,185	4,065
その他有価証券	2,323,658	2,323,658	-
資産計	8,302,773	8,306,838	4,065
(1) 未払手数料	724,430	724,430	-
負債計	724,430	724,430	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、及び(3) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、国債及び投資信託受益証券は、証券会社等からの時価情報によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項（有価証券関係）をご参照下さい。

負債

(1) 未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

下記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。関係会社株式は、当社の100%子会社であるデラウエア社の株式です。

区 分	中間貸借対照表計上額（千円）
-----	----------------

関係会社株式

86,168

## (注3) 金融商品の時価等に関する事項について補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## (有価証券関係)

## 当中間会計期間

(自 平成25年4月 1日

至 平成25年9月30日)

## 1. 満期保有目的の債券

	中間貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	741,120	745,185	4,065
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	-	-	-
合計	741,120	745,185	4,065

## 2. 子会社株式

子会社株式（中間貸借対照表計上額86,168千円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

## 3. その他有価証券

	種類	取得原価(千円)	中間貸借対照表 計上額(千円)	差額(千円)
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	1,493,646	1,505,191	11,545
	(3) その他(注)	8,000	11,075	3,075
	小計	1,501,646	1,516,266	14,620
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	807,631	807,392	239
	小計	807,631	807,392	239
合計		2,309,277	2,323,658	14,381

(注) 投資信託受益証券であります

## （デリバティブ取引関係）

当中間会計期間末 （平成25年9月30日現在）
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

## （資産除去債務関係）

当中間会計期間末 （平成25年9月30日現在）	
資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの 当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減	
期首残高	50,917 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	- 千円
時の経過による調整額	504 千円
資産除去債務の履行による減少額	- 千円
その他増減額（ は減少）	- 千円
当中間会計期間末残高	51,421 千円

## （セグメント情報等）

## （セグメント情報）

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

## （関連情報）

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

## 1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

### 3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
アムンディ・リソナ米国ハイ・イールド債券ファンド （ブラジルリアルコース）	878,621	投資運用業及び投資助言・ 代理業並びにこれらの附帯 業務

（報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報）

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日 ）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日 ）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日 ）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

当中間会計期間 （自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日）	
1株当たり純資産額	2,821円75銭
1株当たり中間純利益	185円47銭
<p>なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p> <p>1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。</p>	
中間純利益	445,138千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益	445,138千円
期中平均株式数	2,400千株

（重要な後発事象）

当中間会計期間 （自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日）

該当事項はありません。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項  
該当事項はありません。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項  
訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。



## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1) 受託会社

- ・名称 株式会社 りそな銀行
- ・資本金の額 279,928百万円（平成25年9月末日現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

#### (2) 販売会社

- ・名称 株式会社 りそな銀行
- ・資本金の額 279,928百万円（平成25年9月末日現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

- ・名称 株式会社 埼玉りそな銀行
- ・資本金の額 70,000百万円（平成25年9月末日現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

- ・名称 株式会社 近畿大阪銀行
- ・資本金の額 38,971百万円（平成25年9月末日現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

### 2【関係業務の概要】

#### (1) 受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

<再信託受託会社の概要>

- ・名称 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
- ・資本金の額 51,000百万円（平成25年9月末日現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
- ・再信託の目的 原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

#### (2) 販売会社

販売会社として募集の取扱及び販売を行い、信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金及び収益分配金ならびに償還金の支払に関する事務等を行います。

### 3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

### 第3【その他】

- (1)目論見書の表紙等に金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。
  - (2)目論見書の別称として「投資信託説明書（目論見書）」、「投資信託説明書(交付目論見書)」及び「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いることがあります。
  - (3)交付目論見書の表紙等に委託会社の名称、金融商品取引業者の登録番号、交付目論見書の使用開始日、その他ロゴ・マーク、図案、ファンドの愛称、ファンドの商品分類、属性区分等及び投資信託財産の合計純資産総額を記載することがあります。また、投資信託財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載します。
  - (4)届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。また、ファンドの特色やリスク等について投資者に開示すべき情報のあるファンドは、交付目論見書に「追加的記載事項」と明記して当該情報の内容等を有価証券届出書の記載にしたがい記載することがあります。
  - (5)請求目論見書の巻末に当ファンドの信託約款の全文を記載することがあります。
  - (6)交付目論見書の運用実績のデータは適宜更新することがあります。
  - (7)目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。
- その他の情報については、委託会社のホームページ（下記、お問合せ先）にて入手・閲覧することができます。

**アムンディ・ジャパン株式会社**

お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル)  
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで  
ホームページアドレス : <http://www.amundi.co.jp>

## 独立監査人の監査報告書

平成25年12月18日

アムンディ・ジャパン株式会社

取締役会 御中

### あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアムンディ・米国・ユーロ投資適格債ファンドの平成25年5月14日から平成25年11月12日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・米国・ユーロ投資適格債ファンドの平成25年11月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成25年6月12日

アムンディ・ジャパン株式会社

取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田光夫 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアムンディ・ジャパン株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第32期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・ジャパン株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

## 独立監査人の中間監査報告書

平成25年12月11日

アムンディ・ジャパン株式会社

取締役会 御中

### あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田光夫 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアムンディ・ジャパン株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第33期事業年度の中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

#### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アムンディ・ジャパン株式会社の平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計

期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

（注）上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。